

4 都市基盤・環境

— 歴史ある都市、田園、里山が調和する魅力的なまち —

基本施策 1	駅周辺の整備	76
基本施策 2	都市機能の集約化	78
基本施策 3	交通ネットワークの整備	82
基本施策 4	道路の整備	86
基本施策 5	水道水の安定供給	90
基本施策 6	下水道の整備	94
基本施策 7	住宅の整備・空家対策	96
基本施策 8	公園・緑地・自然環境の維持整備	100
基本施策 9	再生可能エネルギーの推進	102
基本施策 10	循環型社会の構築	104
基本施策 11	環境保全の推進	106



政策目標

基準値
(令和3年度)

78.8%

今後も石岡市に住みたいと思いますか？

目指す方向



基本施策1 駅周辺の整備



あるべき
将来の姿

石岡駅周辺は、市の中心拠点として、医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を集めていくことで、生活利便性を高めるとともに、市の玄関口としてにぎわいがあります。高浜駅周辺については、都市機能施設の誘導により、日常の暮らしを支える地域拠点となっています。

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
1日あたりの石岡駅前通りの歩行者・自転車通行量	534人	785人

現状・これまでの取組

- 石岡駅は、平成28年度に橋上駅舎整備等が完了し、駅前の利便性・シンボル性が高まりました。令和2年度、一日の乗客数は4,000人程度となっており、本市の玄関口として機能しています。
- 石岡駅周辺には、市役所、消防署、警察署、郵便局などの公共の施設のほか、商業施設も立地しています。また、石岡市立地適正化計画では、都市機能を誘導すべき都市機能誘導区域として位置づけられています。
- 石岡駅周辺整備事業（第2期計画）として、石岡駅西口交流施設の整備、石岡駅東口BRTバス発着広場の整備、石岡駅東口都市公園の整備、駅東駐車場の整備等を進めています。
- 石岡駅へのアクセス向上などを図るため、都市計画道路「駅前・東ノ辻線」の整備を進めています。



【JR石岡駅】



【JR高浜駅】

課題

- 石岡駅西口については、駅周辺商店街の衰退が進んでいます。また、石岡駅東口の鹿島鉄道跡地を有効利用した都市公園の整備を進めることで、駅周辺のにぎわい創出につなげる必要があります。

- 石岡駅周辺の整備にあたっては、多世代が交流できるスペースの確保や、イベント等の定期開催のほか、人が集まり、滞在や回遊する環境を整える観点が必要です。
- 高浜駅周辺については、バリアフリー化を進めることと医療、福祉、商業、保育等の都市機能施設の誘導を図ることにより、日常の暮らしを支える拠点づくりが必要です。

関連計画

- ・石岡市立地適正化計画（令和元年度～令和20年度）
- ・石岡市中心市街地活性化基本計画（第3期）（令和3年度～令和7年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
石岡駅西口の整備事業	石岡駅周辺整備事業（第2期計画）として、石岡ステーションパークの1階スペースや駅周辺施設の整備を進め、市民による多様な活動と交流を促進します。	駅周辺にぎわい創生課 都市計画課
石岡駅東口の整備事業	BRTバス発着広場の整備を図り、公共交通の利便性を高めるとともに、新たな都市公園の特徴を活かします。また、隣接する駅東駐車場、鹿島鉄道跡地等の有効活用を図ります。	駅周辺にぎわい創生課 都市計画課



主要な取組における参考指標



基本施策2 都市機能の集約化



あるべき
将来の姿

都市機能の集約化により「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちとなることで、人口減少下でも持続可能なまちとなっています。

成果指標	基準値 (平成 27 年度)	目標 (令和 20 年度)
都市機能誘導区域の人口密度	25.9 人/ha	基準値を維持

現状・これまでの取組

- 本市には2つの都市計画区域が混在しています。石岡都市計画区域には市街化区域、市街化調整区域の設定があり、八郷都市計画区域は用途地域の設定のみとなっています。
- 石岡市立地適正化計画により、居住誘導区域を定め、人口減少のなかにあっても人口密度を維持し、都市機能施設や地域コミュニティが持続的に確保されるようにしています。
- 自然的な土地利用としては、水郷筑波国定公園や吾国愛宕県立自然公園、自然環境保全地域があるなど、貴重な自然資源が多く残っています。
- 石岡駅を中心とした地域で、すべての人が安全・快適に通行できるバリアフリー歩行者空間ネットワークの整備推進を図ることを目的として、「石岡市交通バリアフリー基本構想」を策定し、駅の橋上化をはじめとした周辺のバリアフリー整備を進めています。

課題

- 石岡駅西口の中心市街地の空洞化が深刻となっており、都市機能施設の維持・充実や質の向上による魅力的な空間づくりと、まちなか居住を進めていくことが必要です。
- 居住誘導区域であっても人口減少が進んでいる地区もあり、持続可能な都市形成を行うためには都市機能を集約したコンパクトシティの実現が期待されます。
- 市街化調整区域や八郷地区の用途指定のない農村部においては、良好な田園環境の維持・保全を図るとともに、高齢化による地域で活動できる人の減少に対して、保全の担い手を確保し集落の活力を維持していくことが必要です。
- 農地の現況及び将来の見通しや、農業経営の動向等を考慮し、農業上の利用とほかの利用との調整に留意しながら、農業振興地域整備計画を定期的に見直す必要があります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、市内全域にわたるバリアフリーの方針や高齢者や障がい者等が利用する施設が集積している地域において重点的かつ一体的なバリアフリー推進のための方針づくりが求められています。

関連計画

- ・石岡市都市マスタープラン（平成 29 年度～令和 18 年度）
- ・石岡市立地適正化計画（令和元年度～令和 20 年度）
- ・石岡市中心市街地活性化計画（第 3 期）（令和 3 年度～令和 7 年度）
- ・石岡農村振興地域整備計画（平成 23 年度～）
- ・石岡市交通バリアフリー基本構想（平成 17 年度～）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくり推進	石岡市立地適正化計画に基づき、人口減少下でも持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを推進します。	都市計画課
市街地の魅力向上	まちなか居住環境の充実を図るため、市街地を中心に、都市機能施設の維持・充実や質の向上による魅力的な空間づくりを行います。	都市計画課
都市部と田園空間との連携	都市部と田園空間との連携・機能分担により魅力あるまちづくりを目指します。	都市計画課
農村部における集落の活力維持	農村部における良好な集落の活力維持・向上を図るため、保全の担い手の確保に努めます。	都市計画課 農政課



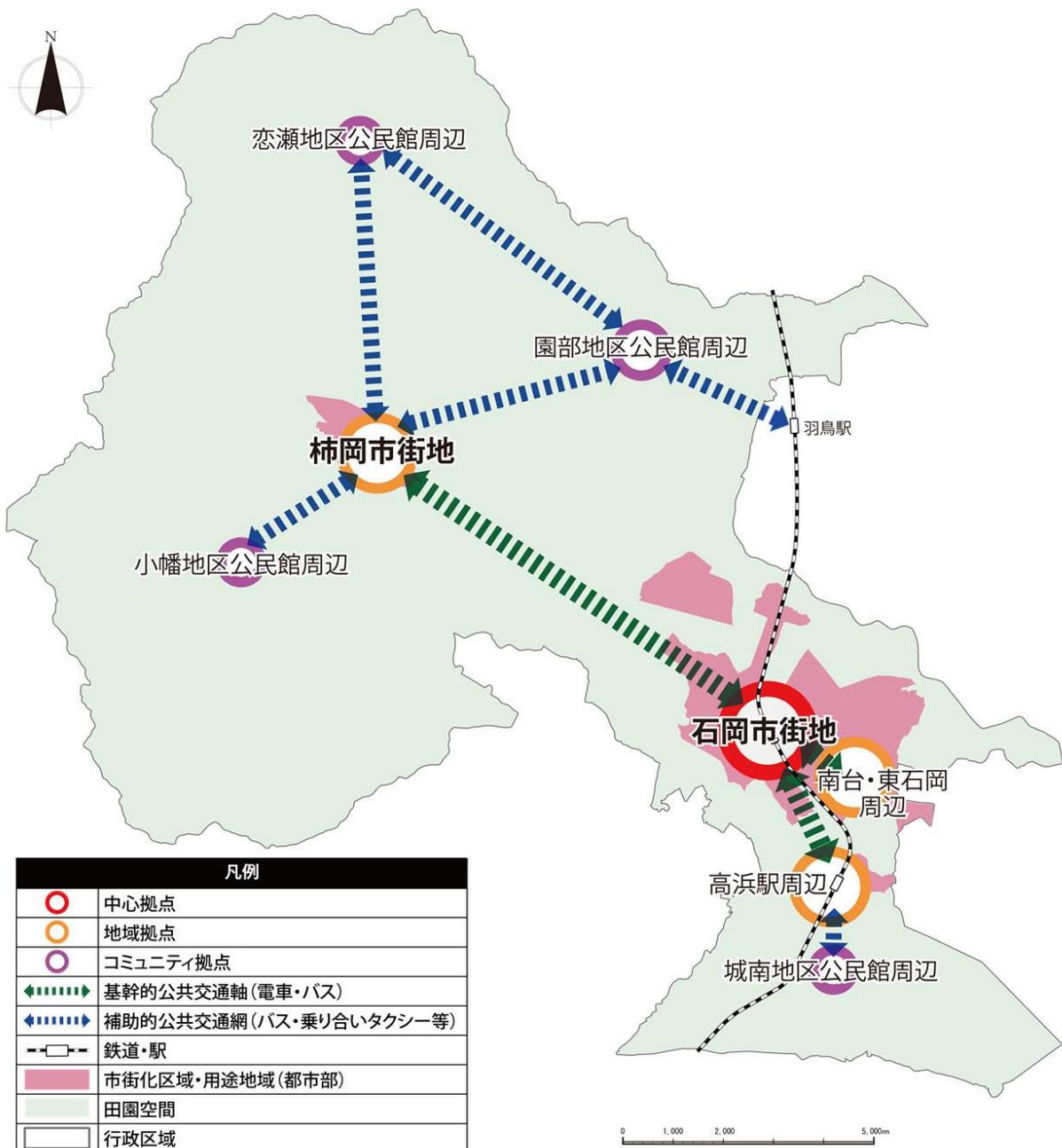
主要な取組における参考指標



「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくり

「石岡市立地適正化計画」とは

急激な人口減少や高齢化に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、平成26年の「都市再生特別措置法」改正により創設された制度です。本制度は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、商業・医療・福祉などの民間施設を含めた各種生活サービス機能や住居等を計画的に誘導するとともに、公共交通の充実により、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えることで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを目指すものです。



【立地適正化計画における将来都市構造図】

基本施策3 交通ネットワークの整備



あるべき
将来の姿

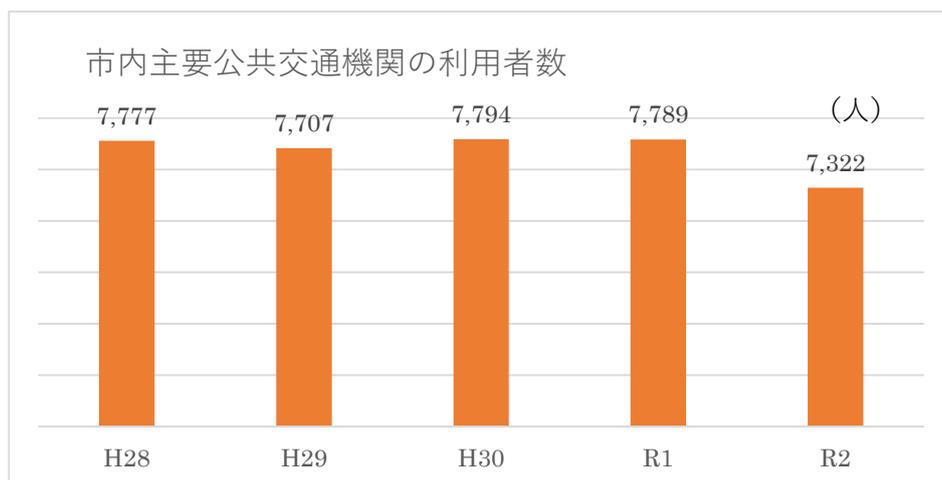
コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを支える交通施策により、交通不便地域の解消や、市民の利便性の向上につながり、持続可能な公共交通体系が構築されています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
市内の主要公共交通機関の1日あたりの平均利用者数 (路線バス、乗合いタクシー、鉄道)	7,322人	8,000人

成果指標	基準値 (令和2年)	目標 (令和9年)
高齢者の運転免許返納件数(年)	245件	350件

現状・これまでの取組

- 本市の公共交通は、品川駅まで直結するJR常磐線、石岡駅を起点とするバス路線網と常磐自動車道に設置された石岡バス停を利用した高速バス路線があります。
- 石岡駅から銚田駅まで、鉄道の廃線跡をバス専用道路として走行するBRT路線が整備されており、茨城空港にも直通するバスが運行されています。
- 平成19年度から開始された乗合いタクシー運行事業は、運行区域や制度見直しを行い、交通不便地域の解消と移動手段の提供に寄与しています。
- つくば、土浦方面の移動には朝日トンネル開通の効果が表れています。令和3年4月のいばらきフラワーパーク・花やさと山のリニューアルオープンにあわせて、つくば、土浦方面との交流人口の増加が期待されます。
- 鉄道は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度における駅の乗車人員は大幅に減少しています。
- 路線バスについては、全国的に利用者数が減少しており、市内においても同様に減少していることから、全体の運行本数が減便となっています。



課題

- 多核連携型の都市構造実現ため、市内拠点内移動、拠点間移動、拠点外移動を支える公共交通体系を構築する必要があります。
- 既存の公共交通システムの利活用を含めて、きめ細やかな公共交通サービスを提供し、より多くの方が公共交通を利用しやすくなるよう対応が必要です。
- 市民アンケート等の結果から、路線バスの路線数増加や乗合タクシーの予約システムの改善、駅でのバスへの接続性など、多様な市民ニーズに対応する公共交通の充実が必要です。
- 乗合いタクシーは、予約時のお断り件数の増加や1台あたりの乗車人数の減少などの問題を踏まえ、制度の見直しを検討する必要があります。
- 今後、高齢化がより進むことで、高齢者の運転免許の返納に伴う移動制約者が増えることが予想され、情報通信技術等を活用した新たな輸送手法等の検討や生活支援などが求められています。

関連計画

- ・ 石岡市地域公共交通網形成計画（平成31年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
公共交通の利用促進	公共交通の維持には、市民の継続的な利用が必要です。そのために必要な情報発信と、市民の公共交通利用に対する意識の醸成を図ります。	都市計画課
公共交通機関の充実	公共交通軸の形成に向けて、拠点間の路線バスのサービス水準の向上や新たなバス路線の導入等を検討します。乗合いタクシーについては、運行区域を統合したことで生じた問題に対して、運行区域の見直しや、予約システムの改善を行い、利便性の向上を図ります。また、超小型モビリティや自動運転小型バスなどの「次世代交通システム」の活用に向けて、実証実験等を実施します。	都市計画課

取組名	取組内容	担当課
公共交通の利用環境づくり	路線バスの利便性向上のため、バス停付近の利用環境の整備を推進します。また、交通結節点における乗り換え利用の優遇措置として、乗り継ぎ割引制度や交通接結点における医療機関の受付制度の導入等を検討します。さらに、総合的な公共交通マップを作成することで、利用者にわかりやすい公共交通を目指します。	都市計画課



主要な取組における参考指標



乗合いタウンメイト

「乗合いタクシー」とは

市内の交通不便地域の解消、移動制約者の移動手段の確保を図るとともに、地域の活性化及び福祉の向上を図ることを目的として、乗合いタクシーが運行しています。

ご予約いただいた方を、それぞれの場所から順番に乗り合わせて、それぞれの目的地まで送迎します。



基本施策4 道路の整備



あるべき
将来の姿

幹線道路の整備や地域の実情を勘案した生活道路の整備・維持補修が適切に行われることにより、誰もが快適に目的地への移動ができています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
道路の整備によって以前よりも移動が快適になっていると感じる市民の割合	54.8%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 本市の主要道路網は、常磐自動車道、国道6号線、国道355号線、主要地方道石岡筑西線、同笠間つくば線、広域農道フルーツラインなどによって構成されています。
- 近年の道路整備では、平成23年に常磐自動車道石岡小美玉スマートICが開設され、平成24年には朝日トンネルが開通しました。
- 市内には狭あい道路が多くあるため、生活道路の舗装や拡幅等の整備を行っています。また、地域で道路等の整備を行う場合には、原材料の支給を行っています。
- 狭あいな上曾峠の道路に代わり、上曾トンネルの整備を進めています。日常生活の利便性向上のほか、災害時の緊急輸送や地域間の連携強化、物流・観光を支える路線として期待されています。

課題

- 国道6号線、国道355号線は市街地において渋滞が発生しているため、国道6号線のバイパス整備を進めています。
- 都市計画道路の整備については、各種補助制度や合併特例債などの財源を活用し、計画的に進めていくとともに、計画的な道路の維持補修等を行うことも課題となっています。
- 生活道路の改修等については、地域の実情と費用対効果を勘案し、優先順位をつけて路線を選定して事業を進めていますが、限られた財源の中で整備を行うため、整備できる路線数が限られます。今後は、人口減少を踏まえた生活道路整備の在り方について見直す必要があります。
- 狭あい道路を解消するため、建築基準法によるセットバック（道路中心から2mの後退）を促す必要があります。
- 豪雨など災害時における緊急性の対応強化が必要となっています。

関連計画

- ・石岡市交通バリアフリー基本構想（平成 18 年度～）
- ・橋りょう長寿命化個別計画（令和元年度～令和 5 年度）5 年ごとの見直し実施
- ・道路補修計画（令和 2 年度～令和 6 年度）5 年ごとの見直し実施
- ・新市建設計画（平成 17 年度～令和 7 年度）（平成 27 年 3 月改定）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	新市の一体化の確立や均衡ある発展のため、新市建設計画に基づいて実施する道路について合併特例債（地方債）等を活用して整備します。	都市計画課
地方道路等整備事業	道路交通及び利便性の向上のため、主要幹線道路の改良・拡幅整備を行います。	道路建設課
上曽トンネル整備事業	地域住民の生活・交流に加え、地元産業や物流・観光を支える重要な路線として、上曽峠のトンネル整備を進めます。県南地区と県西地区間のネットワーク強化による境域的な地域活性化を目指します。	道路建設課
道路舗装修繕事業	道路ストック（道路の舗装、橋、道路標識等）を点検し必要によって現状維持のための整備を行います。	道路建設課
狭あい道路整備事業	建築基準法に基づき、道路境界線から後退した部分を、市に帰属することを希望する土地所有者に対して、分筆測量・工作物等の撤去補助や、後退用地の買取り、舗装を実施することで、制度の利用促進を図り、狭あい道路を解消します。	建築住宅指導課



主要な取組における参考指標

地方道路等整備事業による延長

地方道路等整備事業による道路改良延長
(年間)

基準値 (令和2年度)

2,000m/年

目標 (令和9年度)

適切な整備を
進める

道路舗装修繕事業による延長

道路舗装修繕事業 (道路ストック) による事業延長 (累計)

基準値 (令和2年度)

4,125m

目標 (令和9年度)

適切な整備を
進める

修繕した橋の数

橋りょう長寿命化修繕事業により修繕した橋
の数

基準値 (令和2年度)

7 橋

目標 (令和9年度)

15 橋

道路整備率

合併幹線道路 (6路線) の整備率

基準値 (令和2年度)

57.3%

目標 (令和7年度)

100%

狭あい道路整備事業の実施件数

狭あい道路整備事業による年間の事業実施件
数

基準値 (令和2年度)

5 件

目標 (令和5年度)

10 件

「上曾トンネルの整備」

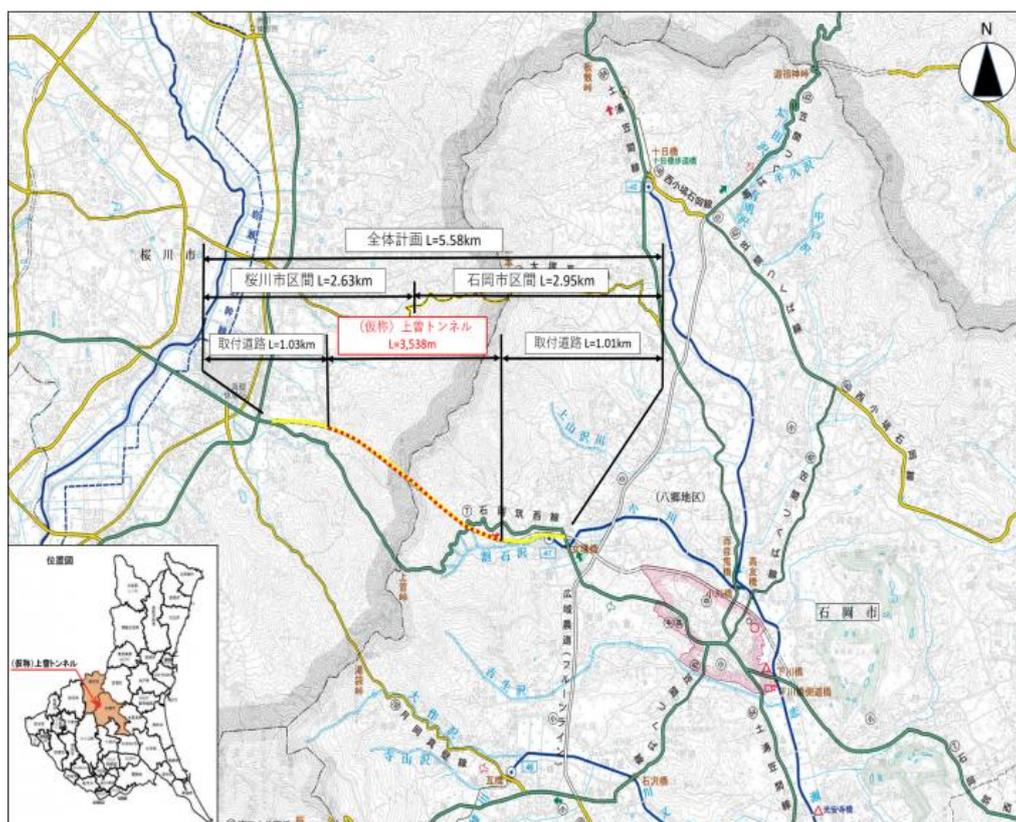
上曾峠を含む石岡市上曾から桜川市真壁町山尾までの道路については、幅員が狭く、線形不良かつ急こう配であることから、多くの大型車が迂回を余儀なくされています。

また、台風による倒木や積雪の影響で通行止めとなるなど、気象の影響を受ける交通の難所となっております。

トンネルを含めた道路整備が完成すると、日常生活の利便性が向上するほか、災害時における緊急輸送や両市間の交流促進及び沿線地域の振興に寄与することが期待されています。

さらに、茨城空港までを東西に結ぶ軸も形成されることから、県南・県西地域間の連携強化が見込まれ、地元産業や物流・観光を支える路線としても期待されます。

区間：石岡市上曾～桜川市真壁町山尾 長さ：5,580m（トンネル 3,538m、取付道路 2,042m）



【上曾トンネル本体工事の様子】

基本施策5 水道水の安定供給



あるべき
将来の姿

安全な水道水が、市民に安定的に供給されています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
水道を安心して利用できると感じる市民の割合	80.5%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 旧石岡地区（関川地区を除く）の水道事業については、小美玉市（玉里地区）と共同で水道事業に関する事務を行うため湖北水道企業団を設置し、水道水の給水事業を行っています。湖北水道企業団では、将来にわたり水道水の「安全・強靱・持続」の確保を目指すものとした「湖北水道企業団水道事業ビジョン」を令和元年度に策定し、水道事業ビジョンを踏まえた更新計画に沿って水道管や水道施設の更新を行っています。
- 旧八郷地区の水道事業については、生活環境部水道課で水道水の給水事業を行っています。平成30年度、中長期的な視点で今後の水道事業の進むべき方向を示す「石岡市水道事業中長期基本計画」を策定し、計画的な水道管や水道施設の更新を行っています。
- 関川地区（一部高浜地区含む）の水道事業については、非公営の簡易水道で運営しています。

課題

- 石岡市内には、旧石岡地区（関川地区を除く）の水道事業を担う湖北水道企業団、旧八郷地区の水道事業を担う生活環境部水道課、関川地区（一部高浜地区）の水道事業を担う非公営簡易水道があります。本市全域における水道水の安定供給と供給体制の強化のため、他水道事業体との広域化についての検討が必要とされています。
- 旧八郷地区の水道事業については、「石岡市水道事業中長期基本計画」に基づき、老朽化している水道管や水道施設の更新を行っていく必要があります。
- 人口減少による水需要の低下により、過大な施設及び設備を抱えている状態です。施設の老朽化対策と併せて施設の規模の縮小が求められています。
- 市内全域に水道管を敷設しているため、人口減少による水需要の低下により採算性が課題となっています。今後も安定した水道事業を運営するためには、維持管理コストの縮減などによる健全な運営に向けた取組が必要です。
- 旧八郷地区では、毎年計画的に漏水調査を実施し、発見後は速やかに漏水修理を施工していますが、水道管の老朽化により、有収率が低迷しています。
- 水道事業は、生活には欠かせない水道水の供給という重要なインフラを担っています。そのため、専門性の高い知識や技術を有する人材が必要であり、人材の育成や組織の充実が課題です。

課題

- 茨城県では、霞ヶ浦導水の整備に伴う施設の見直しを進めており、茨城県全域における水道事業の経営基盤強化を進めています。生活環境部水道課・湖北水道企業団共に、一部の水源を県用水に委ねており、県の動向を踏まえた関連計画の見直しを適時おこなう必要があります。

関連計画

- ・石岡市水道事業ビジョン（令和元年度～令和10年度）
- ・石岡市水道事業経営戦略（令和元年度～令和10年度）
- ・湖北水道企業団水道事業ビジョン（令和元年度～令和10年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
水道事業の広域化	将来においても安定した水道水の供給を行うため、県の動向を踏まえながら他水道事業者との広域化を検討します。	水道課 生活環境課
水道管や水道施設の更新	老朽化した水道管及び民有地配水管の布設替工事や耐用年数を経過し、安定給水に支障のある水道施設の更新工事を行います。	水道課
漏水調査	漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修理により有収率の改善に努めます。	水道課

主要な取組における参考指標



水はどこからくるの？

水源について

水道水は、地下水及び県用水を水源としています。井戸から取水された地下水は各浄水場で急速ろ過等の浄水処理を施し、配水池へ送水しています。各配水池からは、自然流下又は加圧ポンプで各家庭へ配水しています。



【中央浄水場ろ過池】



【山崎浄水場】



【下林浄水場】



【園部浄水場】

水道事業の経営安定

有収率について

有収率とは、配水場から配水された水量と、各家庭等で使用された水量の割合です。水道管の老朽化等により、家庭等に届く前に水が漏れていることにより、有収率が低下します。

有収率の低下は、水道水の供給に関するコスト削減を妨げる要因であり、水道事業の経営安定のために改善すべき重要な課題です。

基本施策6 下水道の整備



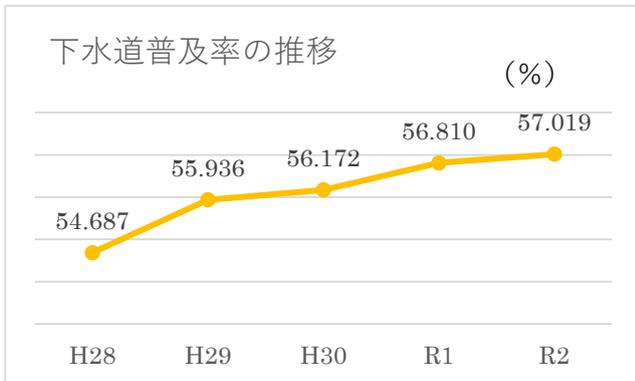
あるべき
将来の姿

全ての汚水が、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽により適切に処理されることで、公共用水域の水質保全が図られています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和17年度)
汚水処理人口普及率 総人口に対し、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽を利用できる（利用している）人口の割合	88.0%	96.0%

現状・これまでの取組

- 下水道の整備状況は、令和2年度に石岡地区の主要地方道石岡筑西線全線と、貝地地区の国道6号バイパス側道一部への下水道整備が完了し、下水道普及率（下水道処理人口/総人口）は令和2年度末で57.0%となっています。
- 農業集落排水施設の整備は、5処理区（出し山地区、関川地区、石岡西部地区、東成井地区、恋瀬地区）が完了しており、農業集落排水普及率（農業集落排水整備人口/総人口）は令和2年度末で6.6%となっています。
- 高度処理合併浄化槽の設置について、令和2年度101基に補助を行い、浄化槽人口普及率（合併処理浄化槽処理人口/総人口）は令和2年度末で24.4%となっています。
- 汚水処理人口普及率（汚水処理人口/総人口）は令和2年度末で88.0%となっています。



課題

- 令和2年度末における下水道普及率は、57.0%であり、県平均の63.5%、全国平均の80.1%より低くなっています。
- 令和2年度末における汚水処理人口普及率は88.0%であり、県平均の86.0%は上回っているものの、全国平均の92.1%よりは低くなっています。
- 少子高齢社会の進行と、それに伴う人口の減少により、厳しい財政状況や社会構造の変化など下水道の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しており、一層効率的な整備手法を選定することが必要となっている状況です。

関連計画

- ・茨城県霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画（平成26年度～令和22年度）
- ・茨城県生活排水ベストプラン（平成29年度～令和7年度）
- ・石岡市地域循環型社会形成推進地域計画（令和2年度～令和6年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
下水道の整備	下水道を効率的に整備するため、石岡地区、貝地地区、高浜地区を重点的に整備します。	下水道課
高度処理合併浄化槽の設置補助	既存の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を撤去し、新たに高度処理合併浄化槽を設置する場合や新築の住宅に高度処理合併浄化槽を設置する場合等に対して補助を行います。	下水道課



主要な取組における参考指標

下水道の普及率

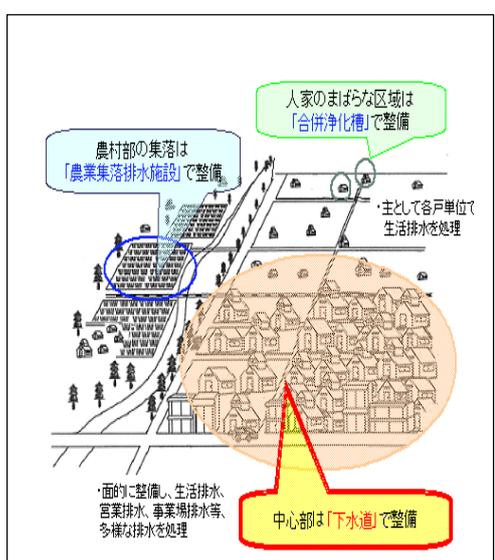
本市における下水道の普及率

基準値（令和2年度）	目標（令和17年度）
57.0%	62.8%

生活排水処理施設について

下水道・農業集落排水・合併浄化槽のちがい

下水道は、市街地全体の多種多様な（家庭、学校、事業所、工場）排水による汚水を管渠により収集し、処理場で一括処理します（大規模集中型集合処理方式）。農業集落排水は、主に農業集落の家庭排水による汚水を管渠により収集し、処理場で一括処理します（小規模分散型集合処理方式）。合併浄化槽は、主に各家庭の排水による汚水を、各家庭の敷地に設置した浄化槽により、個別処理します（個別処理方式）。



基本施策7 住宅の整備・空家対策



あるべき
将来の姿

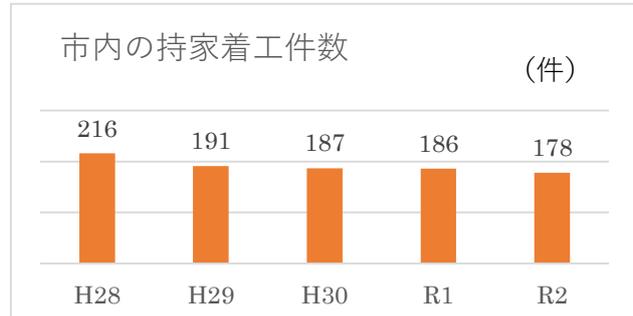
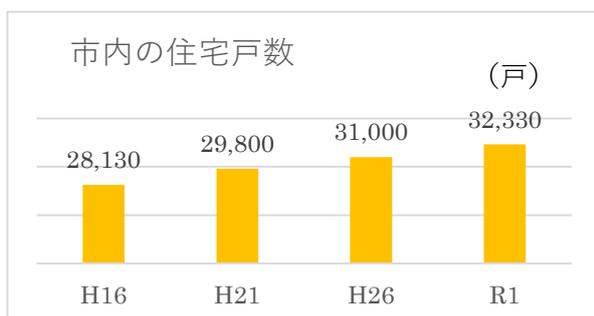
すべての市民が個々の状況にあった住宅で暮らすことができるとともに、特に中心市街地で顕著となっている空家の有効活用、適切な除却によって市民の快適な生活環境が確保されています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
市内において、持家の工事に取掛かった件数（年間） 茨城県 土木部住宅課公表の「茨城県住宅着工データ」より	178 件	200 件

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和5年度)
市内の空家が解消された件数（累計） 「空家等対策計画」に沿った措置により、空家が解消された件数	15 件	29 件

現状・これまでの取組

- 駅周辺の利便性の高い中心市街地内にある民間の優良賃貸住宅を活用し、高齢・障がい・子育て・新婚世帯の支援を実施しています。補助対象者は減少傾向にありますが、本市への定住促進を補完しています。
- 木造住宅については、耐震診断費用と耐震補強工事の費用の一部を補助し、耐震化率の向上に努めています。また、市民及び市外からの転入者が、自ら居住する木造住宅を建築する場合に、建築費用の一部を補助しています。
- 市営住宅の長寿命化に向けては、長期的な視点に立った計画的な修繕と点検の実施による予防保全的な管理が重要になる事から、令和2年度においては法定点検に準じた点検を実施しました。安全・安心な住環境を維持するため「石岡市営住宅長寿命化計画」に沿った改善を実施しています。
- 平成30年度から、使用可能な空家の活用を目的に空家バンク制度を創設するとともに、制度の利用者に対し、不動産仲介料の一部を補助する空家バンク活用促進助成金制度を設け、利用促進を図っています。また、放置すれば倒壊する恐れがある住宅等を特定空家等に認定し持ち主へ指導を行っているほか、行政代執行により1棟の住宅を除却しました。
- 令和3年度から安全対策が進まない民間のブロック塀に対し、撤去等を支援する目的で「石岡市危険ブロック塀等撤去補助金」制度を創設しました。



(茨城県 土木部住宅課公表の「茨城県住宅着工データ」より)

課題

- 石岡駅周辺の中心市街地内にある民間の優良賃貸住宅を活用し、高齢・障がい・子育て・新婚世帯に対し支援を実施していますが、部屋の利用サイクルと需要のタイミングを勘案した利用率の向上が課題となります。
- 市営住宅については、老朽住宅の増加が見込まれるため、計画的な改修、更新を行うことが必要です。
- 耐震化率を向上させるためには、耐震改修の普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図ることが重要です。そのためには、耐震診断の必要性や補助事業の活用を周知し、耐震改修を促進し、地震等における既存木造住宅の被害の軽減を図る必要があります。
- 今後、人口の減少に伴い、空家が増加することが見込まれます。
- 空家の増加は、地域活力の低下にもつながります。空家の発生を抑制するとともに、老朽化が進んだ建物の利活用の推進や、管理不全になる前に適切に管理するための方策が必要です。
- 空家の問題は複雑な事情や事象があることから、解消に向けて様々な関係者との連携や、さらなる体制強化が必要です。

関連計画

- ・石岡市営住宅長寿命化計画（令和2年度～令和11年度）
- ・石岡市耐震改修促進計画（平成28年度～令和3年度）
- ・石岡市空家等対策計画（平成29年度～令和4年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
転入者等への住居確保に関する支援	中心市街地等への定住促進を図るため、市内外の方で、一定の要件を満たす場合には、建築費の一部や、賃貸住宅の家賃の一部を助成するとともに、制度利用を促進するための啓発に努めます。	建築住宅指導課
市営住宅長寿命化改修事業	市営住宅ストックの長期活用を図るための定期点検及び、住棟改善事業費の平準化を図り、計画的な維持管理計画を推進し、安心・安全な住環境を維持するために「石岡市営住宅長寿命化計画」に沿った改善を実施します。	建築住宅指導課

取組名	取組内容	担当課
空家等への対策	<p>管理不完全になる建物になることを抑制するため、啓発や支援、住宅流通、適切な管理の促進を行います。また、空家の有効活用として、本市への移住・定住の促進や地域活性化を図るための空家バンク制度の利用者に対し、不動産仲介料の一部を補助する「空家バンク活用促進助成金」により、制度の利用を促進します。さらに特定空家に対する指導などを通して、適切な管理および快適な住環境を確保します。</p>	<p>生活環境課 建築住宅指導課</p>



主要な取組における参考指標



「特定空家等」とは

市では、空家等の状況を調べて、下記のような空き家を「特定空家等」と認定しています。

- ① 著しく保安上危険となる恐れのある状態
- ② 著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ③ 著しく景観を損なっている状態
- ④ その他放置することが不適切である状態

特定空家等に認定されると、所有者への必要な措置の助言や指導、勧告を行います。最終的には代執行を実施することもあります。

基本施策 8 公園・緑地・自然環境の維持整備



あるべき
将来の姿

すべての市民が、公園や緑地、豊かな自然環境が身近にあることで、やすらぎを感じています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
公園や自然環境が身近にあり、やすらぎを感じている市民の割合	62.5%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 公園は市民の憩いの場やオープンスペースとして利用されるほか、都市景観や災害時における防災施設としての役割など、幅広い機能を有しており、都市公園は市内に26箇所あります。
- 公園里親制度により、地域住民と協力しながら維持管理を行っています。
- 市内の都市公園については、供用開始後50年近い公園もあり、全体的に遊具等の老朽化が目立つため、安全性や快適性の向上を目的とした計画的な改築・更新を行っています。
- 本市には筑波山や霞ヶ浦に代表される自然の造形や田園空間等の豊かな自然環境が多く残されており、やすらぎを感じることができます。
- 無秩序な宅地化や違反建築を防止し、良好な住環境の確保に努めています。



【柏原池公園】



【石岡運動公園】

課題

- 公園を適正に管理していくために、行政と市民等が互いに協力しながら維持整備等を行っていく必要があります。
- 公園施設の老朽化が進んでいるため、石岡市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理や改築・更新等を行っていく必要があります。
- 里山における田園風景は水田を耕作する担い手の役割が大きい一方で、高齢化による担い手不足により田園風景が失われる危惧があります。

- 茨城県と千葉県にまたがる霞ヶ浦利根川等のいわゆる水郷の一体と筑波山・加波山などの山塊からなる水郷筑波国定公園や、県のほぼ中央に位置する吾国・愛宕県立自然公園が有する豊かな自然を、本市においても活かしていく必要があります。

関連計画

- ・石岡市公園施設長寿命化計画（令和元年～令和10年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
石岡市公園里親制度事業	公園里親を募集し、地域住民や地域の団体と協力しながら維持管理を行います。	都市計画課
石岡市公園施設長寿命化事業	石岡市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の改築・更新を行うことで、誰もが安全で快適に利用できる公園を目指します。	都市計画課



主要な取組における参考指標

公園里親団体数

公園里親制度への加入団体数（年間）

基準値（令和2年度）

2 団体

目標（令和5年度）

3 団体

改築・更新公園数

石岡市公園施設長寿命化計画に基づく改築・更新公園数（累計）

基準値（令和2年度）

9 箇所

目標（令和5年度）

19 箇所

遊具や芝生で思いきり遊ぼう

市内の都市公園

買い物帰りに立ち寄れる公園、住宅街の中の遊具がある公園など、市内には26の都市公園があります。子どもから高齢者まで、市民の憩いの場として広く利用されています。



基本施策 9 再生可能エネルギーの推進



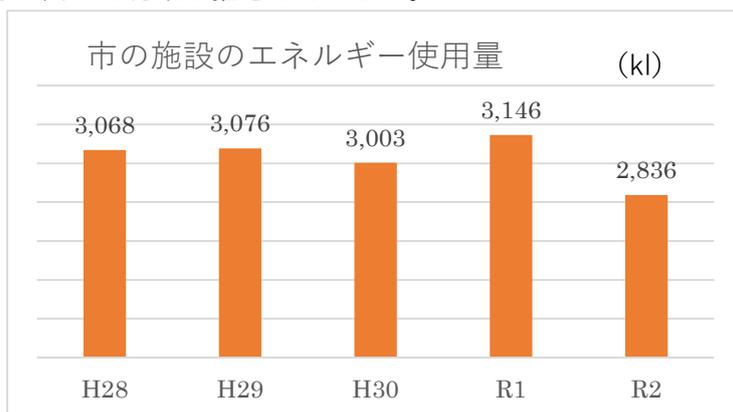
あるべき
将来の姿

再生可能エネルギーを利用する環境が整い、市民・企業・学校・行政等がCO2削減による地球温暖化対策を行っています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
省エネルギー対策を実施している市民の割合	20.8%	基準値より 増
再生可能エネルギーの導入をしている市民の割合	7.5%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 令和元年度に整備した本庁舎では、太陽熱や地中熱を活用した冷暖房システムを採用するなど、省エネルギーに取り組んでいます。
- 省エネルギーや再生可能エネルギー利用等に関して市民向け啓発活動を行っているほか、太陽光発電システムと接続して使用する家庭用蓄電池の導入について補助しています。
- 太陽光発電を推奨していく一方で、太陽光発電設備の設置を規制する条例を制定して無秩序な太陽光発電開発の防止を図っています。
- 2050年カーボンニュートラルの目標が国で掲げられるなど、地球温暖化対策に対する社会的要請が強まっています。市では、地域気候変動適応計画を策定し、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進しています。



課題

- 地球規模の環境問題に対応するためには、温室効果ガスの排出を総合的に減らしていくことが求められているため、市全体で取り組んでいく必要があります。
- 現時点では、公共施設でもエネルギー効率の良くない施設もあるため、施設を更新する際に、率先して太陽光発電や太陽熱利用等の自然エネルギーを導入していく必要があります。
- 各種情報提供を行い、家庭や学校・事業所等における意識改革を促進するとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発を進めていく必要があります。

- 石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例及び施行規則を制定していますが、無秩序な森林開発による災害や景観破壊を防止するため、規制を強化する必要があります。
- 今後の脱炭素社会に向けて、先進技術を積極的に活用し市内企業と連携をとり、市全体で取り組んでいく必要があります。

関連計画

- ・石岡市環境基本計画（令和4年度～令和13年度）
- ・石岡市地域気候変動適応計画（令和4年度～令和13年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
環境保全対策	環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を実施し、エネルギーの有効利用等を検討します。	生活環境課
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定検討	市域の自然的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等に関する事項等について、実行計画（区域施策編）の策定を検討します。	生活環境課
地域気候変動適応計画の策定と進捗管理	市域の自然・経済・社会条件に応じた気候変動適応計画を策定し、各部署の適応策の進行管理を行います。	生活環境課



主要な取組における参考指標

市の施設のエネルギー使用量 (市長部局)

公共施設（市長部局）の原油換算エネルギー使用量（年間）

基準値（令和2年度）

2,836kl

目標（令和9年度）

基準値より**減**

市の施設のエネルギー使用量 (教育委員会)

公共施設（教育委員会）の原油換算エネルギー使用量（年間）

基準値（平成25年度）

1,544kl

目標（令和5年度）

基準値より**減**

基本施策 10 循環型社会の構築



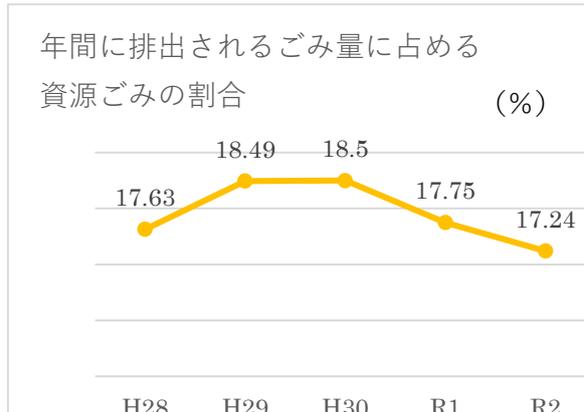
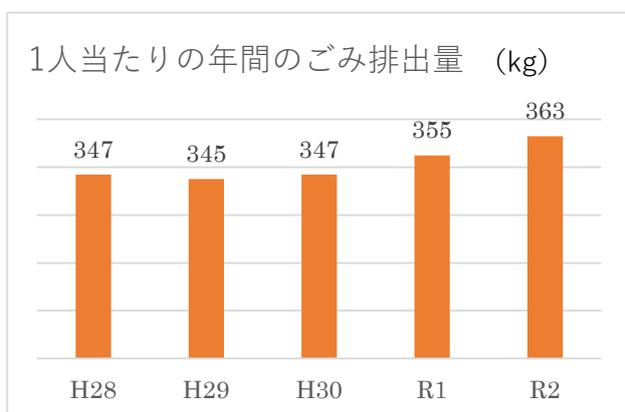
あるべき
将来の姿

市民・企業・学校・行政等が、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、限られた資源を有効活用しています。また、不法投棄のないきれいなまちになります。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
1人あたり1日の家庭系ごみの排出量	739g	基準値より 減

現状・これまでの取組

- 新しい広域ごみ処理施設である「霞台クリーンセンターみらい」が令和3年4月から稼働したことで、従来は地域によって異なっていた分別方法が統一されています。
- 市民自らがごみ集積所を管理することで、分別やリサイクルの意識を高めています。
- し尿は、市内全域を許可業者が汲み取りを行うことで、適正に処理を行っています。
- 市内全域に環境監視員を配置しパトロールを行うことで、巡回体制の強化と不法投棄の早期発見に努めています。



課題

- コロナ禍による在宅時間の増加に伴い、家庭ごみの排出量が増加しています。
- 子ども会等による資源ゴミの回収については、コロナ禍の影響を受けて、実施する団体が減少したため、回収量も減少しています。
- 公道上や民地へのゲリラ不法投棄が増加しています。特に、交通量が少なく管理が行き届いていない場所が狙われやすい状況です。

関連計画

- ・石岡市一般廃棄物処理基本計画（令和2年度～令和16年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
ごみ・廃棄物等の処理	ごみ収集のほか、環境監視員による巡回、不法投棄防止看板の作成・配布、不法投棄廃家電の処分等を行います。	生活環境課
ごみ減量・資源化推進事業	ごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、資源ごみの回収を年2回以上実施した団体に対し、補助を行います。	生活環境課



主要な取組における参考指標

事業系ごみ年間排出量	資源化率
市内の事業系ごみの排出量（年間）	排出されるごみの量に占める資源ごみの割合（年間）
基準値（令和2年度） 6,869 t	基準値（令和2年度） 17.24%
目標（令和5年度） 6,646 t	目標（令和5年度） 18.80%

新広域ごみ処理施設

「霞台クリーンセンターみらい」について

一般廃棄物処理の拠点として、石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町の4市町による新ごみ処理施設「霞台クリーンセンターみらい」が令和3年4月から稼働を開始しています。

資源の有効活用を図るため、焼却した際の熱エネルギーを回収・利用する「サーマルリサイクル」を採用することで、電力を賄うだけでなく、余った電力を売却して収益化します。

また、「多世代が集い、交流を育み、憩いとうるおいの地域還元施設」をコンセプトとし、施設の建設を進めています。



基本施策 11 環境保全の推進



あるべき
将来の姿

河川や霞ヶ浦の水質が安定し、悪臭やアオコの発生がない状態です。

大気汚染、騒音・振動、悪臭、放射性物質等による健康被害の心配がなく市民が快適に生活できる環境が保全されています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
恋瀬川のBOD(※)の値	1.2mg/L	基準値を 維持
霞ヶ浦のCOD(※)の値	6.4mg/L	基準値を 維持

※BOD：水質汚濁を示す代表的な指標。対象は河川。

※COD：水質汚濁を示す代表的な指標。対象は湖沼、海域。

現状・これまでの取組

- 本市では、霞ヶ浦に流入する河川を有し、下水道、農業集落排水施設及び（高度処理）合併浄化槽設置による污水处理を進めています。
- 公害等が発生しないよう各種調査・分析を継続的に実施しています。また、公害等の問題が発生した際に早急な対応ができる体制づくりを行っています。
- 国の第5次環境基本計画において、「環境政策の根幹となる環境保全への取組は、ゆるぎなく着実に推進」することとされ、環境リスクの管理はより一層重要視されています。
- 市内における不法盛土への対策として、クライシス監理官及び市職員による巡回や監視を行い、迅速な対応、指導をしています。また、過去に産業廃棄物の不法投棄があった現場の継続的な水質調査や、不法盛土現場の土壌分析調査を実施しています。

課題

- 生活排水の処理が行き届かないところや家畜排せつ物の直接還元が一部に見られるため、霞ヶ浦の水質汚濁の原因となっています。
- 単独浄化槽の設置者が多いため、（高度処理）合併浄化槽への転換を進めていくことが必要です。あわせて、（高度処理）合併浄化槽についても、法定検査や保守点検の必要性の周知が必要です。
- 有害化学物質の指定数は年々増加傾向にあるため、引き続き国・県の動向を注視し、情報の収集・提供に努める必要があります。
- 不法盛土や産業廃棄物等の不法投棄への巡回等を引き続き実施し、速やかな対応や指導できる体制をより一層強化する必要があります。また、過去に産業廃棄物の不法投棄があった現場の水質調査は、発生から30年以上継続しているため、市民の要望を踏まえつつ調査見直しが必要です。

関連計画

・石岡市環境基本計画（令和4年度～令和13年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
霞ヶ浦浄化対策	霞ヶ浦の水質環境を保全するため、流入する河川の水質分析、清掃活動、合併浄化槽の設置推進を実施します。	生活環境課 下水道課
公害対策	公害防止のための巡回監視や、問題が発生した時に各種調査・分析を行い、地域の安全・安心を守っていきます。	生活環境課
不法投棄への対応	不法盛土や産業廃棄物等の不法投棄に対して、未然防止を推進するとともに、巡回や監視をより一層強化することで、迅速な対応や指導を実施していきます。	生活環境課



主要な取組における参考指標

食用廃油回収量

一般家庭から出る食用油の回収量（年間）

基準値（令和2年度）

1,140L

目標（令和5年度）

1,174L

公害関係相談件数

大気・水質・土壌・騒音振動・悪臭等の相談件数（年間）

基準値（令和2年度）

45件

目標（令和5年度）

42件

地域ぐるみで対策強化、不法投棄を許さないまちへ

「不法投棄への対策」について

近年、建築廃材や家電等をゲリラ的に不法投棄される事案が増えています。不法投棄は、交通量が少なく管理が行き届いていない土地が狙われやすい傾向にあります。

この対策として、市では環境監視員を、県では機動調査員を配置し、地域の巡回と早期発見に努めているほか、不法投棄防止の看板・鳥居等の配布を行っています。

また、土地の所有者や地域の皆様が日ごろから土地の管理・巡回を行うことにより、「管理されている土地」との印象が強くなり不法投棄の未然防止につながります。



5

健康・福祉

— 保健・医療・福祉が充実し
いきいきと暮らせるまち —

基本施策 1	感染症対策の推進	110
基本施策 2	地域医療の充実	112
基本施策 3	地域福祉の充実	116
基本施策 4	健康づくりの推進	120
基本施策 5	高齢者福祉・介護予防の充実	124
基本施策 6	障がい者福祉の充実	128
基本施策 7	生活困窮者等の自立支援	132
基本施策 8	持続可能な社会保障制度の運営	134



政策目標

基準値
(令和3年度)

84.3%

住み慣れた地域で
心豊かに安心して
暮らせていますか？

目指す方向



基本施策1 感染症対策の推進



あるべき
将来の姿

市民一人ひとりの健康意識が高まり、予測不可能な新たな感染症等への備えがなされ、感染症へ対応ができています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
手洗いやマスクの着用など基本的な感染症対策を行っている市民の割合	93.2%	基準値を維持

現状・これまでの取組

- 現在、新型コロナウイルス感染予防対策として「新しい生活様式」での取組を推進しています。
- 来庁者及び職員等の安全を確保するため感染症予防対策等を進め、庁舎内の環境整備に努めています。
- 新型コロナウイルスのワクチン接種を進めています。
- インフルエンザの予防接種について、小児及び高齢者の接種費用の一部を助成しています。



【新型コロナウイルスワクチン接種の様子】



【庁舎内における感染症予防対策の一例】

課題

- 感染症予防対策のほか、緊急事態に対する体制を整える必要があり、サービスの向上も含め、安全・安心な庁舎が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症や新たな感染症等が発生しても一人ひとりが備え、対策できるように感染拡大防止及び市民・事業者等への情報発信を行う必要があります。
- 新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する市民全員が早急に受けられるよう進めていく必要があります。
- 今後、予測不能な新たな感染症等が発生する場合に備え、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することや、市民生活や経済活動に及ぼす影響が最小になるよう、体制づくりを強化していく必要があります。

関連計画

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年度～）
- ・ 第 2 次いしおか健康応援プラン（令和元年度～令和 6 年度）
- ・ 石岡地域医療計画（令和元年度～）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
公共施設の感染予防対策及び緊急事態対策	庁舎内における新型コロナウイルス感染症予防対策を進めるとともに、緊急事態に即座に対応できるような体制を整えます。	管財課 支所総務課
感染症等のまん延防止対策	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症に備え、衛生用品等の備蓄を図るとともに、まん延の防止のための取組を推進します。	健康増進課
感染症に関する情報発信	新型コロナウイルス感染症対策における市民や事業者の理解促進や意識向上・行動に向けて適切な情報発信・啓発を行います。	健康増進課



主要な取組における参考指標

マスクの備蓄量

感染症対策衛生用品のサージカルマスクを備蓄している数量

基準値（令和 2 年度）

20 万枚

目標（令和 5 年度）

基準値を維持

手指用消毒剤の備蓄量

感染症対策衛生用品の手指用消毒剤を備蓄している数量

基準値（令和 2 年度）

1,000 L

目標（令和 5 年度）

基準値を維持

基本施策2 地域医療の充実



あるべき
将来の姿

県や近隣市、関係機関と連携しながら、全ての市民が安心して必要な医療を受けられる体制が構築されています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
地域医療が充実していると感じる市民の割合	43.8%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 本施策は、令和2年度の市民満足度調査において、47施策中、最も重要な施策とされましたが、満足度は44位という結果でした。
- 市内では、平成30年1月以降、分娩できる医療機関がありません。また、住まいの近くに分娩できる産科医療機関の設置や小児科の緊急診療の拡充を求める声が多く寄せられています。これら状況をふまえ、平成30年度に、市民医療懇談会を開催し、これからの地域医療のあり方について検討しました。
- 令和元年度には、近隣市の市長、石岡市医師会長、地域の医療関係者らによる議論がなされ、石岡地域医療計画を策定し、課題解決に向けた取組を開始しました。
- 令和2年7月から、休日の緊急診療（内科・小児科）及び外科の在宅当番医が休止し、また、令和3年4月から、石岡市医師会病院が休止しました。
- 令和3年2月、新型コロナウイルスをはじめとした医療環境の変化等をふまえ、石岡地域医療計画を見直すこととしました。
- 令和3年度からは、主な課題（産科、小児科、緊急診療）解決に向け、それぞれ個別の対策に取り組んでおります。令和3年7月には、子ども休日診療として小児科の緊急診療を開設し、緊急診療体制は小児科と歯科の2科目となっております。また、専門業者による医療需要動向調査のほか、地域医療に係る市民ニーズ調査を実施しました。この結果をふまえて、石岡地域医療計画を見直します。
- 石岡市医師会病院については、令和4年2月に、市内の医療法人によって、新たな病院として開院される予定です。

課題

- 分娩できる産科の設置、小児科の拡充、緊急診療の再開が主な課題です。
- 高齢化による医療需要の増加、新興感染症の発現など、あらゆる環境の変化に対応しながら、将来にわたり医療提供体制を維持していく必要があります。

関連計画

- ・ 石岡地域医療計画（令和元年度～）
- ・ 第3期石岡市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）
- ・ 第2次いしおか健康応援プラン（令和元年度～令和6年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
分娩できる産科の設置	医療機関の誘致や産科医の確保のための対策を行います。	健康増進課 (地域医療対策室)
小児科医療の拡充	小児科の緊急診療を維持し、小児科医療の拡充のための対策を行います。	健康増進課 (地域医療対策室)
緊急診療等の実施	緊急診療及び在宅当番医制について、休止前の水準を目標に実施方法を検討します。	健康増進課
病院群輪番制による診療の実施	石岡地域の救急医療を維持するため、輪番制により救急受け入れをしている病院に対し運営費を補助します。	健康増進課
近隣市との連携による事業の実施	近隣市と協同（応分の費用負担など）で地域医療の充実のための事業を行います。	健康増進課 (地域医療対策室)



主要な取組における参考指標

分娩できる産科の設置

分娩を行う医療機関の施設数（累計）

基準値（令和3年度）

0 施設

目標（令和13年度）

1 施設

緊急診療等の実施

緊急診療や在宅当番医制の実施診療科目数（累計）

基準値（令和3年度）

2 科目

目標（令和13年度）

基準値より 増

病院群輪番制による診療の実施

診療予定日における診療実施率

基準値（令和3年度）

100%

目標（令和13年度）

基準値を 維持

近隣市との連携による事業の実施

近隣市との連携により実施する事業の数（累計）

基準値（令和3年度）

3 事業

目標（令和13年度）

基準値より 増

安心して暮らせる地域社会の実現

「石岡地域医療計画」

石岡地域医療計画は、地域に必要な医療体制を構築するために、行政と地元医師会や地域の医療機関が連携して、何を優先してどのように取り組むかといった方向性を示すために、令和元年度に石岡市、かすみがうら市、小美玉市の3市で策定しました。

その後、医療提供体制の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中、令和3年度に地域医療需要動向調査や地域医療に係る市民ニーズ調査を実施し、その結果をふまえ、地域医療計画の見直しに取り組み、持続可能な医療体制の確立を図っています。

基本施策3 地域福祉の充実



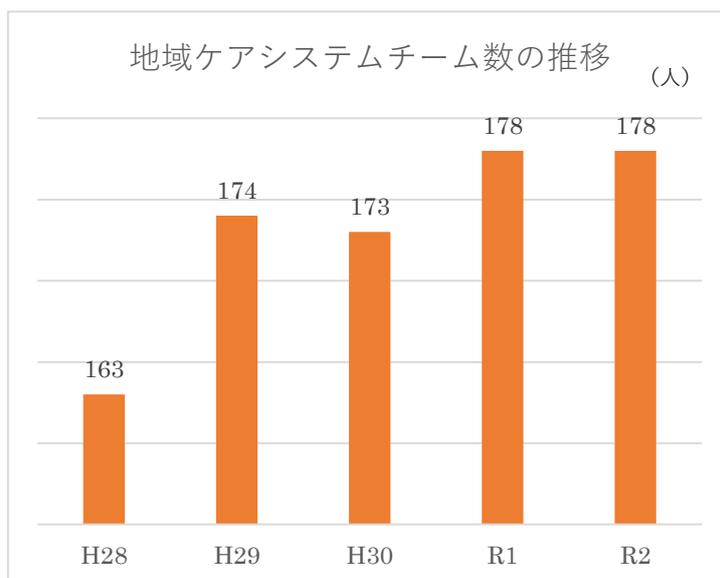
あるべき
将来の姿

地域に暮らす全ての人々が、必要な福祉サービスを受けられることで、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会が構築されています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和13年度)
地域に暮らす皆で助け合い、協力し合っている（地域の助け合いによる福祉）と感じる市民の割合	54.0%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 少子高齢社会へ移行し核家族化が進むなか、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、ひとり親世帯など、援護を必要とする世帯が増加しています。一方で、価値観の多様化や生活習慣の変化により、地域のつながりは弱くなっています。
- 8050世帯・介護育児のダブルケアとなり、高齢者福祉、障がい者福祉、こども福祉など複数の分野にわたる課題を有している家庭も増加しているため、包括的な支援体制をつくるのが、より一層求められています。
- 今後も少子高齢化や核家族化の進行により、行政によるサービスだけでは支援に限界があります。そのため、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、行政等、様々な力が連携を図り、全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように互いに助け合っていく、地域共生社会の構築を目指すため、地域福祉計画を策定し、推進しています。
- 災害発生時や発生の恐れがある場合に、避難行動要支援者台帳登録者に対し、避難支援等を適切かつ円滑に実施するため、個別支援計画の策定を進めるとともに、地域支援者や各関係機関と連携しながら、避難誘導や各種支援活動、情報共有を行っています。



課題

- 多様化している相談・支援業務を充実させるため、地域社会と専門機関が連携強化する等、重層的支援体制の整備が必要です。
- 地域活動の維持拡大に向けて、地域共生社会の新たな担い手を発掘・育成することが求められています。
- 石岡市社会福祉協議会において、地域福祉活動の指針となる地域福祉活動計画が未策定となっています。社会福祉協議会と本市が連携して地域福祉事業を推進するには、計画の策定が必要です。
- 避難行動要支援者台帳に登録している市民に対し、災害時に必要な情報と支援を確実に提供するため、関係各課・機関と連携しながら、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。

関連計画

- ・第3期石岡市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）
- ・石岡ふれあい長寿プラン～第8期～（令和3年度～令和5年度）
（石岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を一体的に策定）
- ・石岡市避難行動要支援者避難支援計画（平成30年度～）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
民生委員活動への支援	民生委員・児童委員の活動を充実させるため、研修機会の確保や内容の充実を図り、資質向上や活動支援を実施します。	社会福祉課
避難行動要支援者台帳の充実	避難行動要支援者避難支援制度の周知を行います。また、台帳登録者に対する地域支援者の確保を進めていきます。	社会福祉課
地域ケアシステム推進事業	地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成や、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に取り組みます。具体的には、地域ケアコーディネーターを中心に、地域の保健・福祉・医療の専門家や地域住民が連携して、支援が必要な高齢者等に、見守り活動や安否確認、サービスの利用調整等を行います。	高齢福祉課

主要な取組における参考指標

民生委員・児童委員の合同研修会の開催

民生委員・児童委員協議会連合会の合同研修会や全体研修会の開催数（年間）

基準値（令和2年度）

2回

目標（令和5年度）

基準値を維持

地域福祉に関心のある市民

地域福祉講演会に参加して、地域福祉に関する理解を深めた市民の人数（年間）

基準値（令和2年度）

187人

目標（令和5年度）

200人

地域ケアシステムチーム数

地域ケアシステムにおける在宅ケアチーム数（累計）

基準値（令和2年度）

178チーム

目標（令和5年度）

198チーム

地域に住む本人や家族全体への生活支援

「地域ケアシステム」とは

支援を必要とするすべての方々に対して、地域ケアコーディネーターが中心になり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行うものです。

支援の対象となる方に制限はなく、地域で生活課題を抱えたすべての方々が支援対象です。

「離れて一人暮らしをしている高齢の父が心配」、「ヘルパーさんが来ない時間が心配」、「話し相手や家のお手伝いをしてほしい」など、様々な相談や生活支援を実施し、誰もが安心して暮らせる地域福祉を目指します。

基本施策4 健康づくりの推進



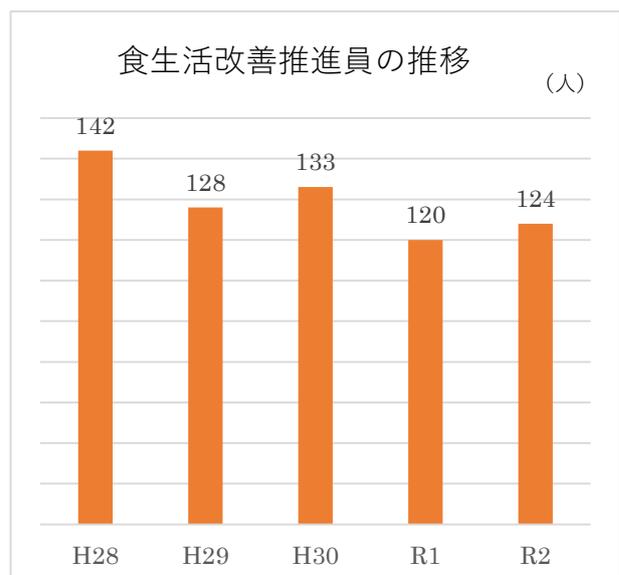
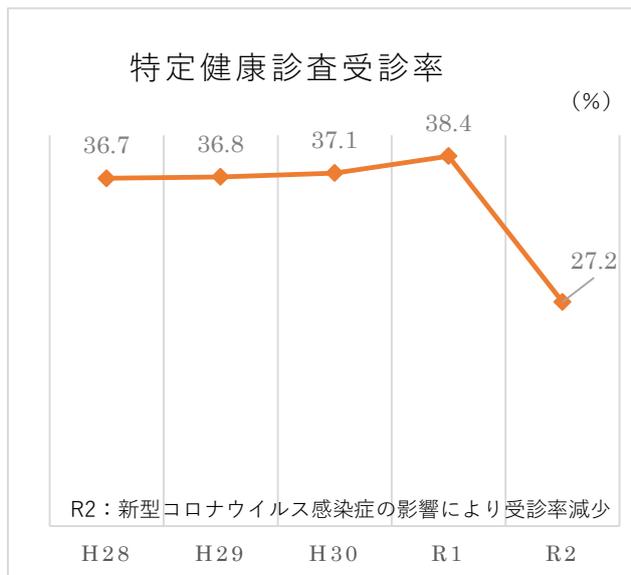
あるべき
将来の姿

少子高齢化社会を踏まえ、全ての市民が心身共にすこやかな生活が送れるよう、保健センターを軸として食生活習慣の改善や健康管理に対する意識の向上を図るため包括的な健康づくりを推進し、予防・医療・介護との連携の取れた健康づくりができています。

成果指標	基準値 (平成28年度)	目標 (令和9年度)
健康寿命の延伸	男性：78.46歳 女性：83.64歳	基準値より 延伸

現状・これまでの取組

- 令和2年度市民満足度調査の結果において、「健康づくりの推進」は、満足度が47施策のうち第1位であると同時に、重要度も高くなっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢やライフスタイルの変化、経済的不安感の増大等により、心の健康を損なう人が増え、自殺者が増える可能性があります。
- 特に若い世代での健康に関する意識の低さがみられ、各種健診の受診率の伸び悩みがあります。
- 食を通し、地域の食育と健康づくりを推進するボランティア団体である食生活改善推進員協議会において、高齢化により会員数が減少傾向にあります。
- 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見や発症・重症化予防などの健康の保持増進を図っていますが、特定健康診査受診率については伸び悩んでいます。



課題

- 世代や個人で、健康づくり習慣、健康への興味、価値観等に差があること、各ライフステージや疾病、障害の状態等により、健康に関する課題が異なっていることなどから、効率的で効果的な事業の実施及びアプローチが課題となっています。
- 平均寿命が延びているなかで、社会保障費の抑制を図るため、日常的に介護を必要とせず自立した生活が送れるよう、健康寿命を伸ばす必要があります。
- 健康づくりの推進のため、自身の健康状態を定期的にセルフチェックができる環境の整備が必要となっています。
- コロナ禍が継続する状況を踏まえて、関連部署、関連施策との連携強化が必要となっています。
- 疾病の予防や早期発見と治療ができるよう特定健康診査受診率を向上させる取組や、健康意識を向上させるための取組が必要です。

関連計画

- ・ 第2次いしおか健康応援プラン（令和元年度～令和6年度）
（健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画・自殺対策計画）
- ・ 石岡地域医療計画（令和元年度～）
- ・ 石岡市国民健康保険第2期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
成人保健事業	各種健康診査やがん検診等を実施します。子宮がん検診(20歳)・乳がん検診(40歳)の受診対象者に無料クーポン券を配布する等、若い世代の受診率向上のため、受診しやすい環境の整備や個別受診勧奨等の受診率向上推進事業に取り組みます。	健康増進課 保険年金課
予防接種事業	感染症の発生及び流行を予防するため、定期予防接種の実施と、任意予防接種（おたふく・小児インフルエンザ・高齢者肺炎球菌等）の費用の一部助成を実施します。	健康増進課
健康づくり推進事業	いしおか健康応援プランに基づき、健康づくり事業の整理と重点化を図り、地域の健康づくりに取り組みます。また、子どもから大人まですべての年齢の方々に食育を推進します。	健康増進課

取組名	取組内容	担当課
精神保健事業	こころの悩みを持つ本人及び家族等の相談に応じ、抱えている問題を整理し解決に取り組みます。また、自殺予防として市民への相談機関の周知、啓発活動を実施するとともに、見守り体制を強化して生きることの包括的な支援を推進します。	健康増進課
歯科保健事業	石岡市歯と口腔の健康づくり推進条例及び歯科保健計画に合わせ、各年代に応じた歯と口腔の健康を保つ事業を推進します。	健康増進課



主要な取組における参考指標

自分の健康に関心のある女性

市が行う子宮・乳がん検診を受診した女性の人数（年間）

基準値（令和2年度）

3,184 人

目標（令和5年度）

4,200 人

特定健康診査受診率 （国民健康保険被保険者）

特定健康診査の受診対象者に対して、実際に受診をした方の割合（年間）

基準値（令和元年度）

38.4%

目標（令和5年度）

60.0%

特定保健指導実施率 （国民健康保険被保険者）

特定保健指導の実施対象者に対して、実際に保健指導を実施した方の割合（年間）

基準値（令和元年度）

53.5%

目標（令和5年度）

60.0%

成人歯科検診を受けた市民

市が行う成人歯科検診を受診した人数（年間）

基準値（令和2年度）

187 人

目標（令和5年度）

200 人

「健康寿命」の算出方法について

現在、3つの算出方法が厚生労働省から示されています。

(1) 「日常生活に制限のない期間の平均」

国民生活基礎調査と都道府県の人口と死亡数を基礎情報として算出。

(2) 「自分が健康であると自覚している期間の平均」

国民生活基礎調査と生命表を基礎情報として算出。

(3) 「日常生活動作が自立している期間の平均」

市町村の介護保険の介護情報（要介護度2以上）、人口と死亡数を基礎情報として算出。

国及び都道府県については、(1) 「日常生活に制限のない期間の平均」を用いた統計が国によって公開されていますが、市町村については、同じ条件では算出できないため、国の資料では公開されていません。

そこで、本市においては、(3) 「日常生活動作が自立している期間の平均」を用いて算出したものを主指標としています。

基本施策5 高齢者福祉・介護予防の充実



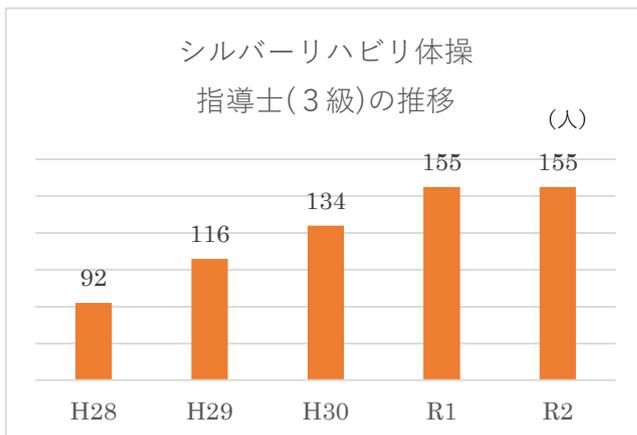
あるべき
将来の姿

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送れるとともに、生きがいを持って現役で過ごせるよう、地域包括ケアシステムが構築されています。また、地域共生社会が実現し、生涯にわたり現役で暮らせる体制が構築されています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
65歳以上の人口に占める要介護2未満の割合	91.2%	基準値を 維持

現状・これまでの取組

- 超高齢化を迎え、高齢者の介護需要が急速に増大していることから、介護サービスの供給不足が危ぶまれている状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大によって、介護予防に取り組む機会が極端に減少したため、これまで健康を保っていた高齢者の認知機能低下や転倒リスク、閉じこもり傾向に拍車がかかり介護サービスの需要が高まる可能性があります。
- ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加するなか、高齢者の多くが身体的な不安や何らかの日常生活における不安を抱えていることを踏まえ、本市では生涯現役プラチナ応援事業を実施し、地域貢献活動や生きがいづくり活動への参加を働きかけています。
- 軽度者（事業対象者・要支援1・要支援2）が利用する訪問介護や通所介護、一般介護予防事業については、介護予防・日常生活支援総合事業で一体的に対応しています。
- 本市では介護保険法等に基づき「石岡ふれあい長寿プラン（石岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を策定し、高齢者福祉施策・介護保険事業を推進しており、令和3年度からは新たな第8期のプランに沿って事業に取り組んでいます。
- 在宅で高齢者の介護をされている家族の方の支援として、紙おむつ等の購入費用の一部助成、介護講座や介護者同士の交流会、相談窓口の開設を行っています。
- 認知症の方やその家族、地域住民や専門職等、誰でも気軽に参加できる「オレンジカフェ」を開設し、悩みごとの共有や相談、認知症予防のレクリエーションなどを行っています。



【シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会】

課題

- 少子高齢化社会を迎えるなか、高齢者一人ひとりが地域の重要な一員として、人生のなかで培ってきた豊かな知識と経験を地域の活力につなげ、助け合い支え合う地域社会を構築するためにその役割を担っていくことが重要です。生涯現役プラチナ応援事業には、元気な方の参加が多いことから、家に閉じこもりがちな方の参加を促進するよう、事業の見直しが課題となっています。
- 高齢者が住み慣れた家庭や地域で、保健、医療、介護、福祉が連携した総合的なサービスが受けられるよう、支援する必要があります。
- 高齢化に伴い認知症になる方が増えることが見込まれるため、早期診断・早期対応に向けた支援体制の強化が必要です。
- 地域包括支援センターが中心となり、高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防や健康づくりの取組を支援し、地域の実情に応じて介護予防教室等を充実させる必要があります。
- 中・長期的に支援ニーズの増大と担い手不足が見込まれるためボランティアの拡大やインフォーマルケアの充実が課題となっています。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、市内全域にわたるバリアフリーの方針や高齢者や障がい者等が利用する施設が集積している地域において重点的かつ一体的なバリアフリー推進のための方針づくりが求められています。

用語解説 インフォーマルケアとは 公的機関や専門職による制度に基づいたサービスや支援以外のもの。

関連計画

- ・ 第3期石岡市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）
- ・ 石岡ふれあい長寿プラン～第8期～（令和3年度～令和5年度）
（石岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を一体的に策定）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
生涯現役事業	生涯現役でいきいきと活躍できる社会の実現に向け、生涯現役プラチナ応援事業の講座・教室等の充実や協賛店の拡充を図り、参加者数を増やすとともに、いきいき活動事業を充実させ、いつまでも現役で輝き続ける人たちを一人でも多く増やす活動を推進します。また、介護保険サービスを利用しなくても自立できる生活を支援します。	高齢福祉課

取組名	取組内容	担当課
地域包括支援センター運営事業	高齢者が健康で自立した生活を持続するために、介護予防の充実、権利擁護、相談事業に努めます。また、保健、医療、介護、福祉が積極的に連携した総合的なサービスが提供できるようケアマネジメントを行います。	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する講演会や各種講座の開催やパンフレット等の配布を通じ、介護予防についての基本的な知識を普及啓発し、生活機能の維持向上を促進します。また、地域の実情に応じた介護予防教室等の充実を図ります。	高齢福祉課
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに、認知症ケアに携わる家族や関係者へ対応力向上を図るための取組を推進します。	高齢福祉課
担い手の確保 (住民主体の活動支援)	地域の中で自主的に活動する人材やボランティア等と住民の活動の場の充実を図ります。	高齢福祉課



主要な取組における参考指標



主要な取組における参考指標

住民主体の通いの場の数

住民が主体となって活動している通いの場の数（累計）

基準値（令和2年度）

55 箇所

目標（令和5年度）

58 箇所

地域共生社会の実現

日常生活圏域に分けた地区ごとの協議体（第2層協議体）の設置数（累計）

基準値（令和2年度）

6 箇所

目標（令和5年度）

基準値を維持

手と手を取り合い やさしい地域づくり

認知症サポーターについて

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

認知症サポーター養成講座には、地域住民や中高生など様々な方に受講いただいています。



【認知症サポーターバンド】

基本施策6 障がい者福祉の充実



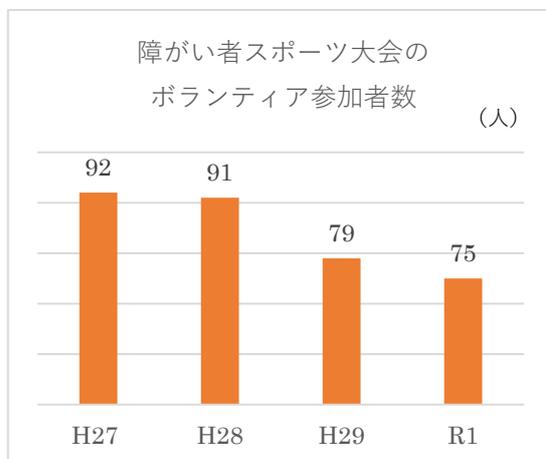
あるべき
将来の姿

障害者総合支援法の理念に基づく共生社会を実現するため、「障がい者基本計画」及び「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づき、地域に住む全ての人々が、お互いの多様性を認め合い、住み慣れた地域社会で生活し参加・活躍できるまちができています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
多様性を認め合い、地域でともに暮らしていこうと考える市民の割合	78.1%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 障がい者のサービス利用が増加傾向にあります。特に障がい児のサービス利用が増えています。また、障がい者のサービス利用の増加に伴い、市内の障がいサービス事業所も増えています。
- 障がいのある人が地域の一員として、自分らしくいきいきと暮らしていくことができるよう、福祉サービスの充実と社会参加の促進など自立支援を行っています。
- 障害者総合支援法により、障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらず、社会参加の確保や各種サービスを提供していく仕組みを確立するとともに、働く意欲のある障がい者に対する就労支援を行っています。また、国の福祉計画により障がい福祉の更なる拡大が求められています。
- 障害者差別解消法により、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等について定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互を尊重し合い、共生する環境の実現を目指します。また、職員が事務や事業に適切に取り組むための対応要領を作成して、指導を行っています。
- 令和3年度から3か年計画となる第6期石岡市障がい福祉計画・第2期石岡市障がい児福祉計画を策定しました。



【障がい者スポーツ大会】

課題

- 地域との共生に向けて、障がい者スポーツ大会のボランティアなどを通じた小中高校生とのコミュニケーションの機会を作ったり、障がい者美術作品展を開催したりしていますが、今後、さらに取組を広げていくことが重要となっています。また、障がい者各々の障がい（特性）を認識し、地域社会で自分らしい生活が送れるよう、健常者の理解の促進が求められています。
- 増加傾向である発達障害について、各課で連携して支援を行うことが求められています。
- 石岡特別支援学校の児童生徒との交流機会をさらに拡大することが課題となっています。
- 在宅や障害者就労施設で就労する障がい者の自立促進のため、障害者就労施設等の製品や役務の受注の確保、供給する製品等の需要増加を図ることが必要です。
- 障がい者に対するサービス提供基盤の確保及び強化とともに、障がい者の活動の場及び生活の場の提供、外出や移動の際に感じる不便の解消に向けた取組が必要となっています。

関連計画

- ・ 第3期石岡市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）
- ・ 第3期石岡市障がい者基本計画（平成30年度～令和5年度）
- ・ 第6期石岡市障がい福祉計画・第2期石岡市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
障害者自立支援給付事業	障害福祉サービス費の給付や自立支援医療の給付、補装具費の支給等により障がい者を支え、障がい者の自立や社会参加等の促進を図ります。	社会福祉課
障害者地域生活支援事業	地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じ、障がい者に創作的活動や社会参加の場の提供をするとともに、介助者の負担軽減を図り、障がい者の自立を支援します。	社会福祉課
公共交通機関の充実	障がい者が利用しやすい公共交通機関や公共施設の充実を図ります。	都市計画課



主要な取組における参考指標

障がい者支援事業の取組数

支援事業により一般就労へ移行した件数
(年間)

基準値 (令和2年度)

6 件

目標 (令和5年度)

8 件

障がい者と健常者の交流

障がい者スポーツ大会へのボランティア参加
人数 (年間)

基準値 (令和元年度)

75 人

目標 (令和5年度)

80 人

障がい者就労施設への物品等発注数

市や市の委託事業等で物品等を発注した障がい者就労施設の数 (年間)

基準値 (令和2年度)

5 施設

目標 (令和5年度)

8 施設

様々な美術作品の展示

「障がい者美術作品展」について

障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした障害者週間に合わせて、障がいをもった方が作成した絵画、書道、写真、陶芸、工芸等の美術作品の展示を行っています。



基本施策7 生活困窮者等の自立支援



あるべき
将来の姿

生活保護の適正な運用や、一人ひとりへのきめ細かな相談を充実させ、生活支援が必要な市民の自立が進むよう支援します。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
生活保護から自立した年間の世帯数 生活保護が廃止された世帯のうち、自立により廃止された世帯数	33 世帯	40 世帯

現状・これまでの取組

- 高齢化の進行等を背景に生活保護を必要とする世帯が増加しています。
- 生活保護受給世帯のうち単身世帯の割合が非常に高いことから、家族等からの支援や繋がりが希薄になっていると思われます。
- 生活保護になる手前で困窮者を救うことが重要となっています。また、困窮者の状況により、関係各課と連携しながら対応しています。
- 経済的な支援のみならず、就労準備支援や家計改善支援、生活困窮世帯の子どもの学習支援や居場所の提供なども行っています。

課題

- 担当職員や就業支援専門員が、ハローワーク等の関係機関と連携を図り一体となって、生活保護受給者の就労意欲の向上を図るとともに、各人の意向や適正に応じ、就労の相談・支援を強化していく必要があります。
- 生活に困窮している市民に対し、必要な支援を確実に提供するため、関係各課・機関と連携しながら、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。
- 就労準備支援や家計改善支援、生活困窮世帯の子どもの学習支援や居場所の提供に関する制度を必要としている方へ周知する方法が課題となっています。
- 多様化している生活困窮者の相談・支援業務を充実させるため、専門的知識を有するケースワーカーを育成する必要があります。

関連計画

- ・ 第3期石岡市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
生活保護制度	生活保護法に基づき、一定要件のもとに生活保護開始となった世帯に生活保護費を支給し、生活を支援します。	社会福祉課
生活保護適正実施推進事業	生活保護法に基づき、診療報酬明細書の点検、扶養義務者への郵便及び実地訪問による調査、システム機器運用等により適正運用されているかチェックを行います。	社会福祉課
自立支援プログラム推進事業	仕事をする能力のある生活保護受給者を対象とするもので、就業支援専門員を雇用することにより被保護者の求職活動の支援を行い、自立を促していきます。具体的には、生活困窮者や生活保護受給者の自立に向け、ハローワーク等の関係機関と連携を強化するとともに、自立相談支援事業等を実施していきます。	社会福祉課
生活困窮者自立支援制度	就労準備支援や家計改善支援、生活困窮世帯の子どもの学習支援や居場所の提供などを実施します。	社会福祉課



主要な取組における参考指標



基本計画

5 健康・福祉

基本施策8 持続可能な社会保障制度の運営

基本施策8 持続可能な社会保障制度の運営



あるべき
将来の姿

誰もが健康で安心した生活を営むことができるよう、各々に必要な制度の周知と持続可能な制度運営が行われています。

成果指標	基準値 (令和28年度)	目標 (令和9年度)
健康寿命の延伸	男性：78.46歳 女性：83.64歳	基準値より 延伸

現状・これまでの取組

- 急速な高齢化や医療の高度化により医療費が増大する一方、国民健康保険税の増収は見込めず、国保財政は厳しい状況にあります。
- 介護保険料は据え置いているものの、要介護（要支援）認定者、介護サービスの利用者の増加に伴い、介護給付費が増大しています。
- 医療福祉費（マル福）の受給対象者について、県の制度をベースに市の単独事業として令和元年度に小児の外来対象年齢を中学卒業後から18歳までに拡大しました。

課題

- 国民健康保険税の収納率の向上や医療費の適正化等を進め、健全な国保運営に努める必要があります。
- 県の医療福祉費支給制度対象外となった妊産婦及び小児が、安心して医療を受けられるよう、市単独の助成事業を継続する必要があります。
- 県の医療福祉費支給制度が改正される場合には、市単独の助成事業の見直しが必要です。
- 適正かつ良質なサービス提供のため、介護サービス事業者との連携を図るとともに、介護給付費等の適正化に努める必要があります。

関連計画

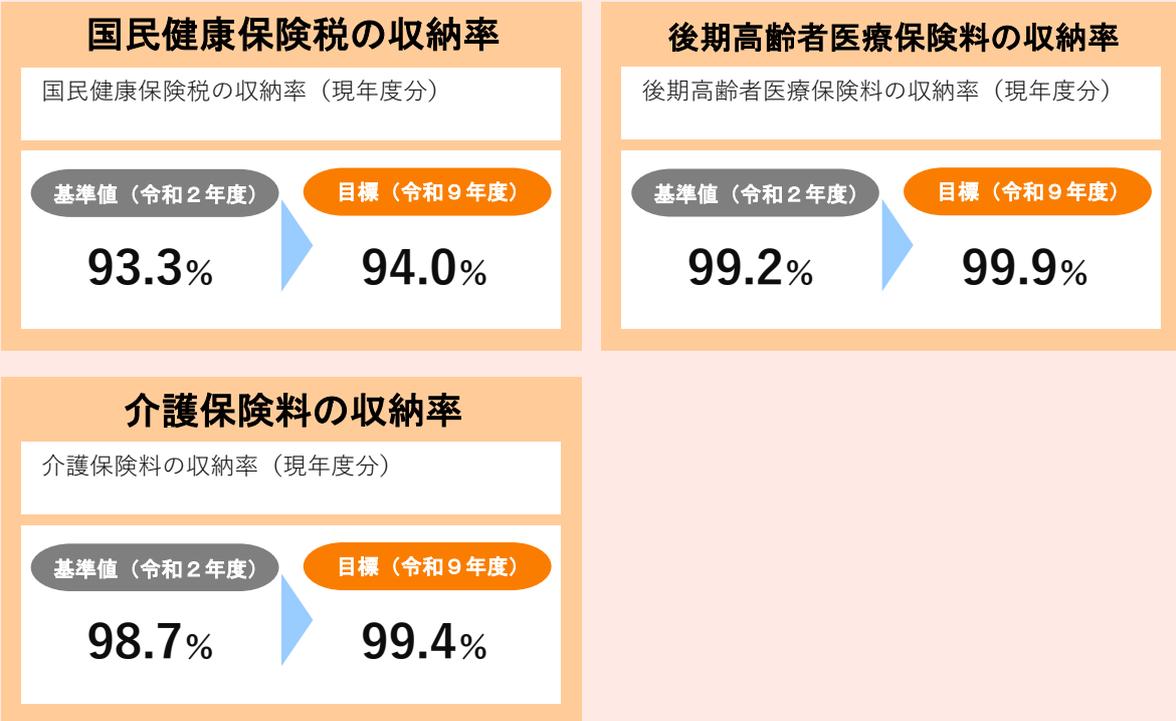
- ・ 石岡市国民健康保険第2期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）
- ・ 石岡市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）
- ・ 石岡ふれあい長寿プラン～第8期～（令和3年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
収納率向上対策事業	納付忘れを防ぐため、口座振替の推進を行います。また、納付期限内に納付できなかった方には、「公平の原則」からも納付意識の高揚に努めるよう納付相談を行って、接触機会を増やすほか、夜間の滞納整理などに取り組むことで、収納率の向上を図ります。	保険年金課 高齢福祉課 (介護保険室)
医療福祉（マル福）事業	妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度障がい者が安心して医療を受けられるよう、県と共同で医療費の自己負担の一部を助成しています。また、県制度対象外となった妊産婦及び中学生から18歳までの医療費の自己負担の一部を、市単独事業で助成しています。	保険年金課
介護保険給付費の適正化事業	適正かつ良質なサービスを提供するため、介護サービス事業者との連携を図るとともに、介護給付費の適正化に努めます。	高齢福祉課 (介護保険室)



主要な取組における参考指標

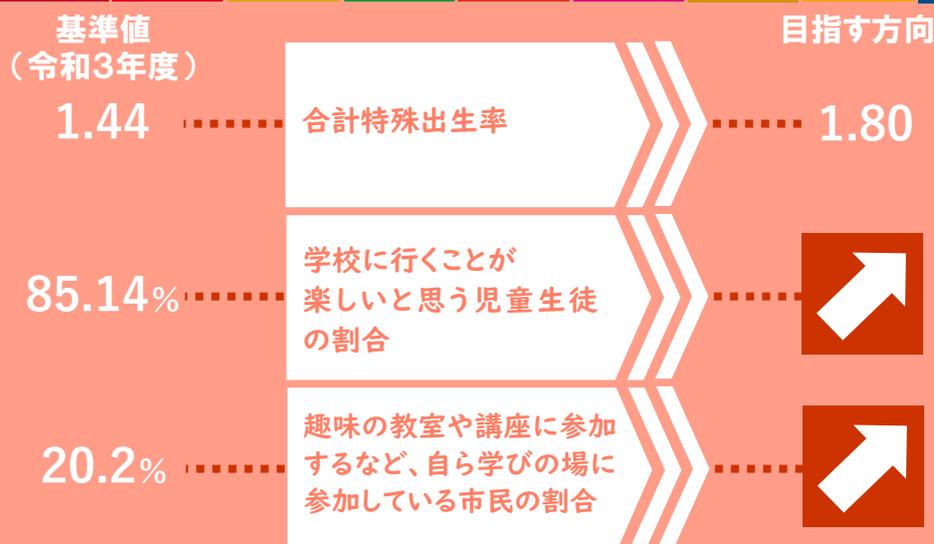




6 子育て・教育・学び

— 未来・生涯の「知」を育む
学びのまち —

基本施策 1	結婚・出産支援の充実	138
基本施策 2	乳幼児期支援の充実	142
基本施策 3	子育て家庭支援の充実	146
基本施策 4	個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実	150
基本施策 5	創意ある学校教育の推進	154
基本施策 6	地域と連携した教育の推進	158
基本施策 7	学校教育環境の整備・充実	162
基本施策 8	生涯学習の推進	164
基本施策 9	スポーツの振興	168



政策目標

基本施策 1 結婚・出産支援の充実



あるべき
将来の姿

結婚のきっかけづくりや結婚後の生活の支援を行うほか、安心して妊娠・出産できる環境を整えることで、若い世代の結婚・出産への希望がかなえられています。

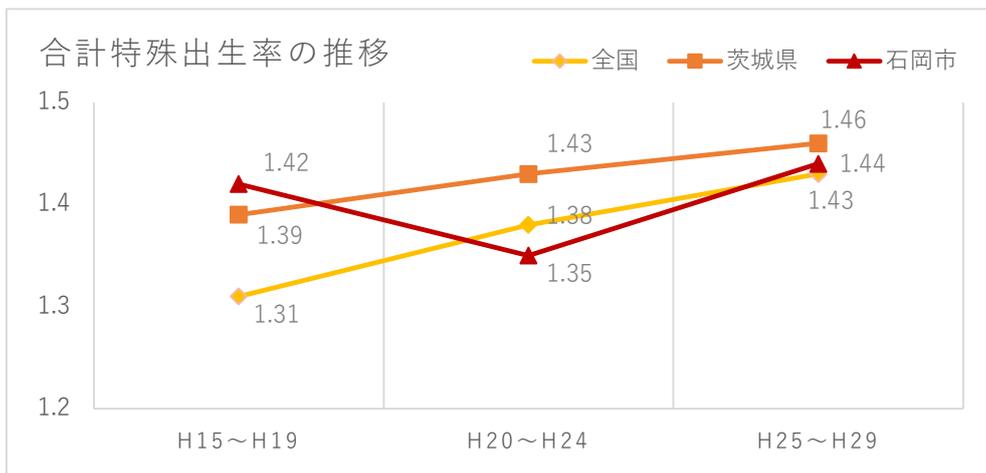
成果指標	基準値 (令和3年度算出値)	目標 (令和12年度)
合計特殊出生率(※) 【参照指標】まち・ひと・しごと創生石岡市人口ビジョン	1.44	1.80

※一人の女性が一生に産む子どもの平均値。H25～H29の期間で、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を基に算出されています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
石岡市で子どもを生み育てたいと思う人の割合 (10代～40代)	53.0%	基準値より増

現状・これまでの取組

- 本市では、平成27年時点の男性の未婚率は国、県より高くなっており、増加傾向にあります。
(平成27年度国勢調査による)
- 全国的な動向と同様に、1世帯あたり人員は2.43人(平成31年4月現在 第2期石岡市子ども・子育て支援プランより)で核家族化が進行しています。また、合計特殊出生率については、県平均を下回っています。少子化の背景として、核家族化のほかに家庭や地域における養育力の低下、仕事との両立等による保護者の負担の増加が考えられます。
- 結婚の意欲はあるが、出会いの機会が少ない方に対する結婚のきっかけづくりや、結婚後の住み良い環境づくりを通して人口減少対策や定住支援を進めています。
- ワーク・ライフ・バランスに関する希望と現実が、かい離している現状を改善すべく、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 平成29年7月に子育て世代包括支援センターを開設しました。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。



課題

- 結婚や出産を希望する方に対し、その希望がかなうよう、創意工夫による新たな取組を進める必要があります。
- 出産や子育てに関する情報提供や、妊娠から出産期の支援をさらに充実させることで、より安心して、妊娠、出産できる環境づくりを推進する必要があります。

関連計画

- ・第2期まち・ひと・しごと創生石岡市総合戦略（令和2年度～令和6年度）
- ・第2期石岡市子ども・子育て支援プラン（令和2年度～令和6年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
結婚しやすい環境づくり	結婚の意欲はあるものの出会いの機会が少ない独身男女に広域的な結婚支援事業、結婚相談所運営事業等により出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりに取り組みます。また、新婚世帯新生活支援補助金事業を通して結婚後の住みよい環境づくりに取り組みます。	コミュニティ推進課 こども福祉課
不妊治療の支援	不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
ワーク・ライフ・バランスの向上	育児休業や育児短時間勤務などワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組む企業を支援し、雇用環境整備を推進します。	政策企画課
母子保健事業	妊娠時から出産後の母子の健康を守るため、「子育て世代包括支援センター」を中心に、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを行います。	健康増進課
妊娠・出産期に対する支援	安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康を確保するとともに、妊娠、出産 育児に対する不安の軽減や正しい知識の普及を図ります。妊婦マタニティスクールや出産後の女性ケア事業として産後ケアを実施します。	健康増進課



主要な取組における参考指標

出合いの場の提供による結婚成立数

結婚相談員による結婚成立数（年間）

基準値（令和2年度）

1組

目標（令和5年度）

4組

いばらき出会いサポートセンターとの連携事業の実施

連携によるイベント等の実施件数（年間）

基準値（令和2年度）

2件

目標（令和9年度）

基準値より増

新婚世帯新生活支援事業

新婚世帯への助成件数（累計）

基準値（令和2年度）

4件

目標（令和9年度）

32件

子育て世帯新生活支援事業

子育て世帯への助成件数（累計）

基準値（令和2年度）

5件

目標（令和9年度）

40件

産後ケア事業実施件数

訪問・通所・宿泊によるサポートの実施件数（年間）

基準値（令和2年度）

52件

目標（令和9年度）

85件

くるみん認定企業数（※）

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として認定された企業数（累計）

基準値（令和3年度）

2件

目標（令和6年度）

6件

※次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施するなど、一定の要件を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度。

子育て世代包括支援センター相談件数

子育て世代包括支援センターへの電話・面接延べ相談件数（年間）

基準値（令和2年度）

1,424件

目標（令和9年度）

1,500件

妊娠・出産・子育て・就学 切れ目のないサポートを

「子育て世代包括支援センター」とは

安心して妊娠・出産できるまちを目指し、石岡保健センター・八郷保健センター内で、石岡市子育て世代包括支援センター事業を行っています。母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが、健康や子育てに関する悩みなど、さまざまな相談に対応し、妊娠・出産・子育て・就学と切れ目のないサポートをしています。



さまざまな出会いの場の提供

「いばらき出会いサポートセンター」とは

結婚を希望する独身の方の出会いの場づくりを目的として、平成 18 年度に茨城県と（一社）茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した組織です。主な活動として、会員制によるパートナー探しの支援や、ふれあいパーティーの開催、またマリッジサポーターによる出会いの相談・仲介など、さまざまな形の出会いの場を提供しています。

（一社）いばらき出会いサポートセンター ポータルサイト「であイバ」から抜粋）

基本施策2 乳幼児期支援の充実



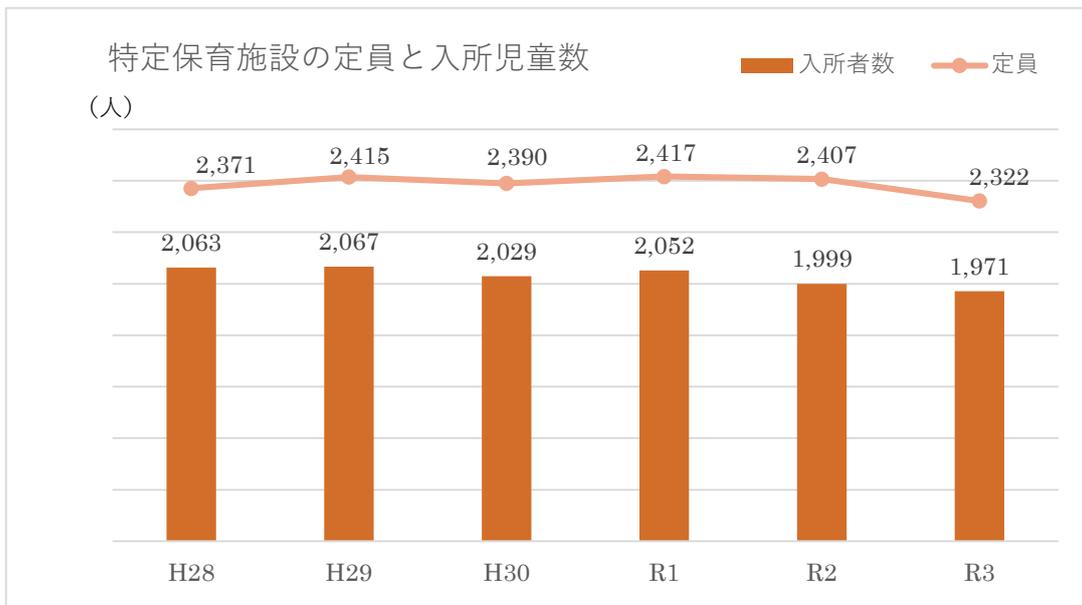
あるべき
将来の姿

多様化する保育需要に対応できるよう保育サービスが充実するとともに、さまざまな育児支援等により健やかな乳幼児期を過ごすことで、就学後の学びにつながり、保護者が安心して子育てできる環境が整っています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
保育所等の待機児童数	0人	基準値を維持

現状・これまでの取組

- 地域の実情やニーズ等を踏まえた上で、本市にふさわしい子育て支援施策を構築するために、市民や有識者・関係団体で構成された「石岡市子ども・子育て会議」が、石岡市子ども・子育て支援プランに基づいた支援策の協議を行っています。
- 人口減少社会の中でも、最近の保育動向として入所者数が増加傾向にあります。なかでも0～2歳児の入所者数の増加が顕著です。
- 0歳～3歳までのお子さんを持つ家庭に、医療相談アプリ「LEBER」を無償提供し、自宅にしながら医師と相談できる環境を構築しています。
- 5歳児健康相談や保幼小連携事業により、就学後の学びにつなげる支援を行っています。
- 石岡市子育て応援ポータルサイト「てとて」では、市独自の子育て支援制度をわかりやすく発信するとともに、施設やイベント情報を掲載しています。また、子育て中の不安を相談できる窓口等についても紹介し、子育て環境のさらなる充実を図っています。



課題

- 本市は面積が広く、地区により子育て環境が大きく異なることから、地域の実情や子育て世代からのニーズを踏まえたうえで、よりよい環境整備が必要となります。
- 将来の保育需要増が想定される0～2歳児（3号認定）の受け皿の確保、また多様化する保育ニーズへの対応が必要となります。
- 子ども・子育て支援は、地域及び社会全体で取り組むべき重要課題であり、社会のあらゆる分野の構成員が子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たしていくことが必要とされています。
- 少子化が進むなかで、安心して子育てができる環境を整備することが求められています。また、子育て世帯への経済的負担を軽減するための支援が必要とされています。

関連計画

- ・第2期石岡市子ども・子育て支援プラン（令和2年度～令和6年度）
- ・石岡市教育大綱、石岡市教育推進計画（令和4年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
保育の受け皿の確保	保護者が安心して子どもを預け、働くことができるよう充実した保育環境を提供します。また多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育園等と連携し、公立保育所に求められる役割を果たします。	こども福祉課
乳幼児期における家庭への経済的支援	おむつ無料クーポンの配布や、0歳～3歳のお子さんを持つ家庭への医療相談アプリ「LEBER」の無償提供により、経済的支援を実施します。	こども福祉課 健康増進課
児童健全育成事業	乳幼児期からの適切な遊びを提供することで情操を豊かにし健やかな成長を支援します。	こども福祉課

取組名	取組内容	担当課
保幼小連携事業	保育園や認定こども園と小学校の連携を密にし、乳幼児期と就学後の教育や生活をスムーズに接続することにより、子どもたちの就学後の学びに繋がります。	こども福祉課 教育総務課
ブックスタート事業	赤ちゃんとその保護者に絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本をプレゼントし、心触れ合うひと時を持つきっかけをつくる活動を推進します。	生涯学習課 (中央図書館)



主要な取組における参考指標

おむつ無料クーポン券配布数

すくすく赤ちゃんクーポン券の交付件数
(年間)

基準値 (令和2年度)

800 件

目標 (令和9年度)

基準値を維持

保幼小連携事業数

保育園や認定こども園と小学校が連携した交流事業等を実施している割合 (年間)

基準値 (令和2年度)

100%

目標 (令和9年度)

基準値を維持

LEBER 利用者数

医療相談アプリ「LEBER (リーバー)」の利用件数 (年間)

基準値 (令和2年度)

687 人

目標 (令和9年度)

700 人

スマホで無料の医療相談

「医療相談アプリ LEBER」とは

0～3歳のお子様がいる世帯の方を対象に、無料で医療相談を行うことができるスマホアプリ「LEBER」のサービスを提供しています。症状を入力するだけで医師による適切なアドバイスとともに、症状にあった診療科や市販薬を紹介してくれます。



子育て世代へ情報発信

子育て応援ポータルサイト 「てとて」

本市では、子育て支援の充実と情報をわかりやすく発信することを目的として、子育て応援ポータルサイト「てとて」を開設しています。

【コンテンツのご紹介】

- ① 目玉おすすめ制度
本市が現在取り組んでいる子育てに関する独自の支援制度が一目でわかります。
- ② 「妊娠・出産」「子育て」関連情報
妊娠期や出産期、子育て期など、ライフステージごとに必要な手続きや、さまざまな支援制度を紹介しています。
- ③ 子育てマップ
小さなお子さんが安心して楽しく遊べる・過ごせる、市内の子育て支援施設や公園、観光施設の場所を、写真やスタッフの方のコメントを交えて詳しく紹介しています。
- ④ 石岡子育て知恵袋
産前・産後のからだのことや、心の状態、育児のことで気になることなど、子育てに関する悩みについて、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターがサポートする「石岡市子育て世代包括支援センター」を詳しく紹介しています。
- ⑤ イベントカレンダー
地域子育て支援センターなどの子育て施設での各種行事や、市内で行われている子育て家族向けのイベントなどを紹介しています。



基本施策3 子育て家庭支援の充実



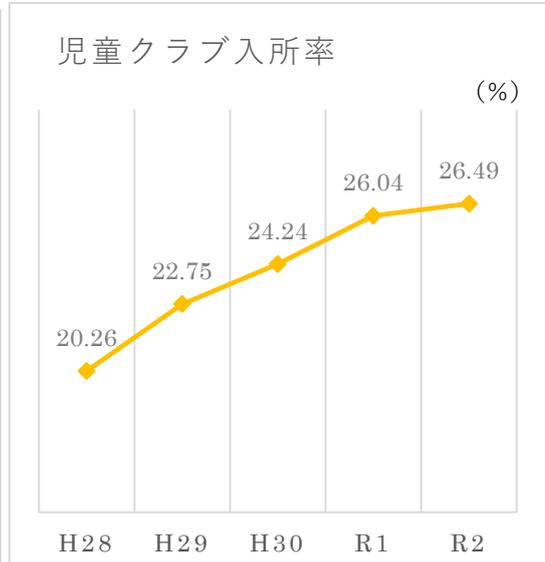
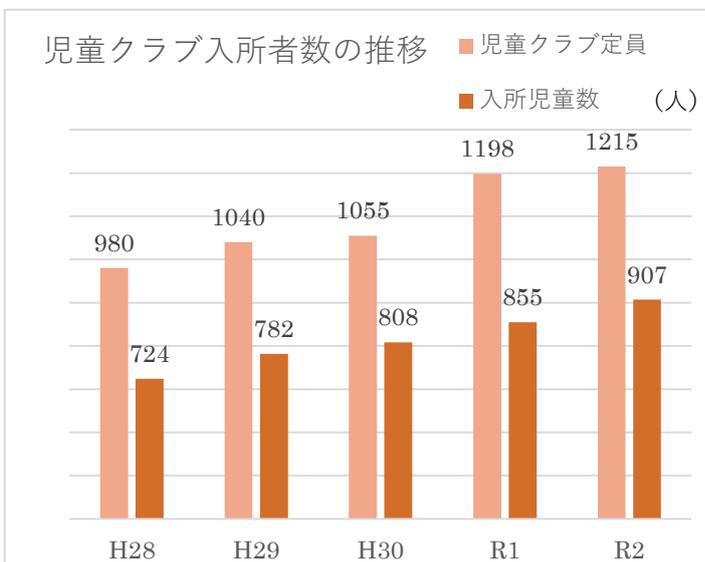
あるべき
将来の姿

家庭への情報提供や学びの場の整備、小学生の放課後支援等の子育て環境の充実を通して、保護者が安心して子育てをし、子どもが心身ともに健康に育っています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
石岡市で子どもを生み育てたいと思う市民の割合 (10代~40代)	53.0%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化を背景として、子育ての悩みや不安を抱えた保護者の孤立や、同居・近居する祖父母にも育児負担が過重になるなど、子育て家庭を支援する重要性が増しています。
- 地域子育て支援センターを8箇所設置し、乳幼児の保護者が気軽に訪れ、保護者同士が交流できる場を設けています。また、訪問型家庭教育を実施し、子育ての悩みを抱える保護者の自宅訪問を行う相談事業を実施しています。
- 乳幼児期親力アップ講座や子育て学習講座など、子育てに関する保護者の学びを支援しています。
- 保護者の就労を起因として、放課後、家庭に保護者のいない児童に対して、安全・安心な居場所の提供だけでなく、運動や自主学習による児童の健全育成を図るため放課後児童クラブを設置しています。放課後児童クラブは令和2年10月から民間委託を行い、延長保育にも対応できるようになりました。
- 他市にはない子育て支援が多くある一方、「サービスを知らなかった」という意見が多くなっていることから、既存事業及び本市オリジナルの事業をライフステージごとに一覧で表示した「石岡市子育てお助けガイド」を作成し、こども福祉課窓口で配布を行っています。



課題

- 子育てで孤立を感じているという意見が多く、気軽に親子、あるいは祖父母が立ち寄れる居場所づくりや、親同士で話したり過ごしたりする息抜きの場づくりが求められています。
- 放課後児童クラブ入所児童数が増加傾向にあり、受け入れ施設の確保が課題となっています。仕事と子育ての両立ができ、安心して子育てができる環境整備が重要です。
- 就学後のこどもの成長を促す放課後の過ごし方が求められています。放課後児童クラブにおいて、体験活動の充実や学習支援のほか、支援員の資質向上が課題となっています。
- 当市の子育て施策について、より広く周知するため、市内外への情報発信をさらに充実させる必要があります。

関連計画

- ・第2期石岡市子ども・子育て支援プラン（令和2年度～令和6年度）
- ・新・放課後子どもプラン（令和2年度～令和6年度）
- ・石岡市教育大綱、石岡市教育推進計画（令和4年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
地域子育て支援センターの設置	子育て支援の情報提供、子育て関連施設や事業利用支援を行います。また、定期的にイベントを開催し、保護者同士の交流を支援します。	こども福祉課
育児に関する不安等の軽減	子育て中の保護者に対して情報提供を図るため、子育て支援講座等を開催するとともに訪問型家庭教育を実施します。	こども福祉課 生涯学習課
家庭の教育力向上と育児参加の促進	家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級などの講座を実施します。あわせて、男性の育児参加をよりスムーズに実施するため、男性のための子育て（家事）講座などを行います。	生涯学習課 政策企画課 健康増進課
放課後児童クラブの充実	保護者の就労等を起因とする入所児童数の増加により、受け入れ施設の確保を進めるとともに、児童が安心できる居場所の提供や、健全育成を目指した放課後児童クラブを実施します。	生涯学習課



主要な取組における参考指標

地域子育て支援センター利用者数

地域子育て支援センターへの延べ利用者数
(年間)

基準値 (令和2年度)

13,715 人

目標 (令和9年度)

19,300 人

放課後児童クラブ利用者数

放課後児童クラブを利用する児童数 (年間)

基準値 (令和2年度)

870 人

目標 (令和9年度)

900 人

家庭教育学級の実施率

家庭教育学級を実施した小・中学校と特定教育保育施設の割合

基準値 (令和2年度)

63%

目標 (令和9年度)

100%

家庭教育支援員の人数

家庭教育支援員の登録人数 (累計)

基準値 (令和2年度)

4 人

目標 (令和9年度)

8 人

きめ細やかな家庭教育支援

「訪問型家庭教育」とは

退職教員や保健福祉関係者、その他専門的なスキルを持つ方などの家庭教育に対する関心と理解がある地域人材の中から家庭教育支援員を委嘱し、子育てに関する相談体制の充実及び家庭教育に関する情報の提供などのきめ細やかな家庭教育支援を目指しています。

この家庭教育支援員が中心となり、個別ケースに応じた関係機関・団体の関係者が加わり、「家庭教育支援チーム」を組織し、家庭を訪問するなどの方法により、個別の相談対応や情報提供を行っています。

育児に寄り添った 子育て世代へのサポート

「地域子育て支援センター」について

本市では、現在 8 施設の地域子育て支援センターがあります。育児相談や栄養指導、講座や講習会など、さまざまな子育て支援のプログラムにより、子育て世代のサポートを行っています。

また、出産準備のための体操教室や、夫婦で育児について学ぶパパ・ママスクールを開催しています。出産後は、地域子育て支援センターで専門の保育士が、あなたの育児に寄り添います。



基本施策4 個別の事情を踏まえた 子ども・家庭支援の充実



あるべき
将来の姿

ひとり親家庭への支援や、障がい・発達障がいのある子どもと、その家庭への支援のほか、子どもの人権と権利の保障を図ることで、それぞれの置かれた事情に対する不安が取り除かれています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
不安なく子どもを育てやすい地域だと感じる市民の割合 (祖父母含む)	50.6%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 社会経済情勢等の変化、感染症等の予測できない事態、地域におけるコミュニティの希薄化による子育て世帯の孤立等により、子育てや家庭を取り巻く環境や課題も多様化・複雑化しています。例として、ひとり親家庭の増加、子どものいる家庭における経済的困窮状態、障がい児への支援の必要性のほか、児童虐待の潜在化が挙げられます。
- 児童がいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は、全国的に上昇傾向にあります。平均所得は、ほかの世帯と比べて大きく下回っており、子どもの高校進学等にも影響があります。ひとり親家庭への支援では、生活の安定と自立の促進に寄与する「児童扶養手当」によって経済的負担を軽減しています。
- 生活困窮世帯に対し、就学援助制度や入学準備金等に対応をしています。また、貧困の連鎖を防止することを目的として、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を実施しています。
- 5歳児健康相談や石岡市教育相談室ひまわりなどにより、発達障がいの早期発見に努め、適切な養育を行うことで児童の特性に応じた心身の発育を支援しています。
- 小・中学校では、特別支援学級を設け、通常学級との交流をしながら発達障がい等を抱えた個々の児童の特性を踏まえた教育を行っています。また、放課後の生活の場として放課後デイサービス事業に対する支援を行っています。
- 市内に設立されている特別支援学校と連携した事業を展開することで、障がいを持つ子どもへの教育や支援の充実を図っています。
- 児童生徒の不登校の未然防止と学校復帰を図るため、適応指導教室あすなろを設置し、教育カウンセラー等による支援を行っています。
- 児童相談所と連携し、児童虐待の防止、養育環境に問題を抱えた児童と保護者の相談・支援を行っています。ヤングケアラーと言われる子どもについても、状況によってはネグレクト（育児放棄）の児童虐待事案へつながるリスクがあり、スクールソーシャルワーカーが保護者面談や家庭訪問を行い、必要に応じて関係機関と情報共有して連携を密にし、本人及び保護者の支援を行っています。

課題

- 家庭の経済状況等によって、子どもの将来の選択肢が狭まることのないように、教育や生活、親の就労等のさまざまな支援により、高等教育を受けることができる機会づくりが必要です。
- 子どもの貧困に関しては、全庁的かつ包括的な支援体制を確立する必要があります。
- 障がいを持つ児童がいる家庭の支援のため、障がいの早期発見と適切な支援に向け、各課における連携が必要です。
- 児童虐待について、早期発見・防止に向けて関係機関と連携し、子どもを守るための対策強化をより一層図る必要があります。
- 障がいを持つ子どもへの教育や支援の充実のため、市内に設立されている特別支援学校との連携をさらに強化していく必要があります。

関連計画

- ・ 第2期石岡市子ども・子育て支援プラン（令和2年度～令和5年度）
- ・ 石岡市国民健康保険第2期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）
- ・ 第2次いしおか健康応援プラン（平成31年度～令和6年度）
- ・ 石岡市教育大綱、石岡市教育推進計画（令和4年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
ひとり親家庭の支援	ひとり親の自立を促進するため、母子・父子家庭に対する相談事業などを実施します。	こども福祉課
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	生活困窮世帯の小学生や中学生を対象とした学習支援や居場所の提供等を実施します。	社会福祉課
障がい児等の支援	障がいの早期の発見に努め、能力発達上の課題、障がいの状況等を十分把握することにより、一人ひとりの個性に応じた適切な指導やきめ細かな対応がとれる体制づくりを推進します。また、5歳児健康相談などにより、障がいの早期発見・早期対応に努めます。	こども福祉課 健康増進課 社会福祉課 教育総務課 (指導室)
不登校支援の充実	児童生徒の不登校の未然防止と学校復帰を図るため、適応指導教室あすなろを設置し、教育カウンセラー等による支援を行います。	教育総務課

取組名	取組内容	担当課
児童虐待の防止対策の充実	児童虐待などにより、子どもの人権と権利が阻害されることがないように、児童虐待の予防と早期発見に努め、虐待が発生した場合には早急に関係機関と連携して対応します。	こども福祉課 健康増進課 社会福祉課 教育総務課 (指導室)



主要な取組における参考指標



子ども自身の権利を守ろう

「ヤングケアラーの問題」

ヤングケアラーとは本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校にいけなかったり友達と遊ぶ時間がなかったりなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性のある子どもを指す言葉です。

学校では、子どもたちの行動観察や児童生徒との対話に積極的に努めるとともに、相談しやすい環境をつくっていくことや早期発見に努め、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携して児童生徒及び家庭の支援に努めています。

専門家による子どもの相談体制整備

「教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー」

子どもたちの問題行動の背景には、子どもたちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など、子どもたちが置かれている環境に問題が見られることがあります。子どもたちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子どもたちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できません。

そこで、問題行動に効果的に対応するため、学校の教職員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子どもたちの様々な情報を整理統合しながら、関係機関と連携し支援を行っています。

子どもの虐待防止啓発活動

「オレンジリボンたすきリレー」

子ども虐待防止の象徴である「オレンジリボン」をたすきに仕立ててリレーをすることで、虐待防止への関心を高めるとともに、様々な機関・分野の関係者や市民と共有し、子どもの虐待防止啓発活動を行うものです。リレーは全国的に展開されており、茨城県でも県内各市町村や様々な機関等との連携により開催されています。



基本施策5 創意ある学校教育の推進



あるべき
将来の姿

ふるさと石岡の「次代の担い手」を育成する創意ある学校教育を「対話・学び」により推進し、児童生徒の「生きる力」が育まれています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
地域社会を良くするために何をすべきか考えることができる児童生徒の割合	51.87%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 学校いきいきプランの推進等を通して、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導や体験的・問題解決的な活動の充実を図っています。
- ふるさと学習を導入し、郷土愛の醸成を図っています。
- 小学校3・4年生の外国語活動の授業は年間35時間のすべて、小学校5・6年生の外国語科の授業は年間70時間のすべて、中学校外国語科（英語）の授業は年間140時間の50%以上でALTを活用しています。
- 児童生徒の成長・発達によって生じる様々な不安や悩みをやわらげるために心の教室相談員やスクールカウンセラーを配置した相談活動を実施しています。
- 社会情勢の変化により、好きなものを好きなだけ食べられる飽食の時代となった一方で、偏った栄養摂取、肥満傾向児の増加及び生活習慣病の若年化等、食を起因とする健康課題が指摘されており、健全な食生活を実現するため、食育の推進が求められています。
- 学校給食における地場産物（県内産）の活用率は令和2年度で67.2%となっており、県の食育推進計画における令和2年度までの目標値50%を上回っていますが、八郷学校給食センターと比較して、石岡学校給食センターの地場産物活用率が低くなっています。
- 保護者支援として、ランドセル支給、給食費第3子無償化、放課後児童クラブにおける兄弟減免制度を実施しています。

【学校いきいきプランの主な内容】

多様な経歴を有する社会人を講師とした学習活動、校外学習等の授業を行い、各小中学校の独自性を尊重しながら、児童生徒の生きる力を育成します。

農業体験学習	稲作体験・畑作体験・味噌づくり体験・ビオトープ体験学習
福祉体験学習	福祉施設との交流・点字体験・手話体験
国際交流	地域在住外国人講師による講話・グローバルマナー講習
地域交流	ふれあい授業・郷土芸能体験・親子芸術鑑賞 等
キャリア学習	職業体験・親子進路学習会・大学生を招いた学習支援 等
その他	救急救命講習・交通安全体験学習・郷土学習・社会科見学 等

課題

- 各校の創意工夫のもと、特色ある教育を推進し、児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導の充実を図り、確かな学力を身に付けさせることが求められています。また、教育の質の向上のため、教員の働き方改革を推進するとともに、GIGAスクール構想、AI デジタルドリル等を活用し、児童生徒一人ひとりの特性に応じた学習を行う必要があります。
- 子どもの教育の源流は読解力であることから、国語学習の充実や、読書意欲向上につながる働きかけ、学校図書室環境のさらなる充実が必要です。
- 小学校における外国語活動の拡充や外国語が教科化されたことにより、児童が外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるようにし、英語で聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのねらいに沿ったより効果的な活動を展開することが求められています。
- 食育の推進については、これまでの計画訪問時の給食指導を中心とした活動をさらに進めながら、栄養教諭を中核とし、学校との連携のもとでの実施が求められています。また、有機野菜など地場産物の活用については、活用率の向上を目指します。

関連計画

- ・第2期まち・ひと・しごと創生石岡市総合戦略（令和2年度～令和6年度）
- ・第2期石岡市子ども・子育て支援プラン（令和2年度～令和6年度）
- ・石岡市教育大綱、石岡市教育推進計画（令和4年度～令和5年度）
- ・第2次いしおか健康応援プラン（平成31年度～令和6年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
学校いきいきプラン推進事業	ふるさと学習、体験教育、キャリア教育等について、多様な経験を有する社会人を講師とした学習活動、校外学習等の授業を行い、各小中学校の独自性を尊重しながら児童生徒の「生きる力」を育成します。	教育総務課
語学指導事業	ALTの効果的な活用を図り、小学校の外国語活動等や中学校英語科の授業を展開します。	教育総務課
小中学校校務支援システム整備事業	残業を月45時間以内とするなど、教員の業務負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるような校務支援システムやPC等の関連機器の整備を行います。	教育総務課

取組名	取組内容	担当課
学校給食調理事業	市内小中学校の児童生徒、教職員分の給食を調理・配送し、安全・安心な給食を提供するとともに、生活における食事の大切さを指導します。	学校給食課



主要な取組における参考指標



郷土に対する愛着や誇りを育む

「ふるさと学習」とは

石岡を愛し、石岡に誇りをもち、地域のために活動できる人材の育成を目的に、小学校1年生から中学校3年生までの9年間、石岡について学び、これからどのようなまちにしたいかを考える郷土学習です。



【 】



【ふるさと学習の様子】

食事の重要性や食文化などを学ぶ食育

「学校給食における食育」

偏った栄養摂取や食生活の乱れ等、子どもたちの健康を取り巻く環境が深刻化しています。本市の学校給食では、地場産物の活用や、郷土料理を通して、食べ物を大切にする感謝の心や、食事マナー、食事の重要性や食文化への理解等の食育を推進しています。



基本施策6 地域と連携した教育の推進



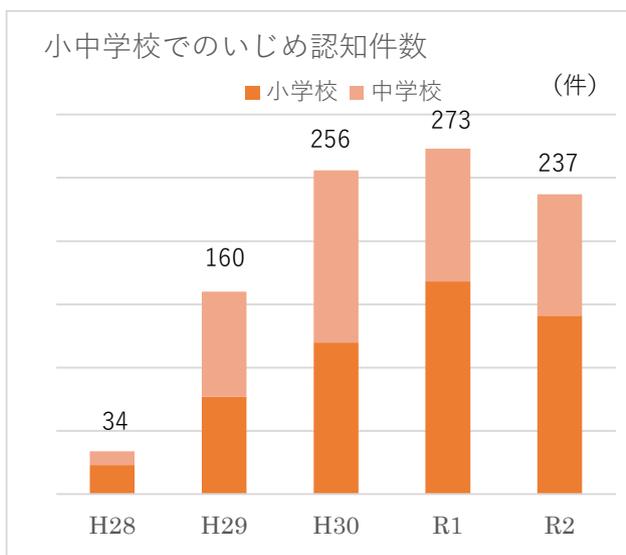
あるべき
将来の姿

家庭、学校及び地域が連携しながら教育力の向上を図ることにより、地域ぐるみによる子どもの健全育成ができています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
地域の子どもたちへの支援を行っている市民の割合	28.4%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 保護者の共働きや子どもの塾・各種活動により、家庭内や地域でのふれあいや教育の時間が少なくなったことで、いじめや不登校、非行、あるいは周囲の環境になじめないなどの問題が出てきています。
- 青少年の健全育成のため、青少年相談員による定期的な街頭活動が行われています。
- 青少年を育てる石岡市民の会には各小学校単位に支部があり、地域に根ざした活動を行っていますが、会員数は年々減少しています。
- 全ての小学校に放課後子ども教室を設置し、地域の住民の支援を受けながら多様な体験による学びの確保により、子どもたちの社会性・自主性・創造性を養っています。
- 石岡市子ども会育成連合会には、約 130 の子ども会が加入していますが、児童数の減少と共働きの保護者の増加等により、育成者・指導者及び会員数が減少傾向となっており、活動数や会の数も減っています。
- 石岡 Y・S・C（高校生会）が子ども会の各事業や市内で開催されるイベントのお手伝い等のボランティア活動を展開しています。



課題

- 青少年に対する指導体制の充実や社会環境の整備、各種活動の推進、ボランティアの人材確保と育成等により、家庭・学校・地域が連携しながら、青少年の健全育成を図っていく必要があります。
- 学校を核としたコミュニティを形成し、地域における教育力の向上を図る必要があります。
- 子ども会の事業及び運営委員会の開催方法を改善し、参加しやすい環境をつくる必要があります。
- 石岡 Y・S・C（高校生会）は活動を通じて、仲間づくりの重要性や自主的・自発的な行動により自己の成長につなげることができそうですが、会員数が伸び悩んでいます。

関連計画

- ・ 第2期石岡市子ども・子育て支援プラン（令和2年度～令和6年度）
- ・ 新・放課後子どもプラン（令和2年度～令和6年度）
- ・ 石岡市教育大綱、石岡市教育推進計画（令和4年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
青少年相談員の活動支援	青少年の非行を未然に防止し、健全な青少年を育成するために、青少年相談員による街頭活動及び青少年相談員協議会の各種活動を支援します。様々な年齢層が青少年相談員として活動できるように「相談員だより」等で周知するとともに、相談員の活動を支援します。	生涯学習課
青少年育成事業	青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、青少年を育てる石岡市民の会、石岡 Y・S・C（高校生会）等による各種活動を支援します。	生涯学習課
子ども会育成事業	学年を越えた連帯感と地域の教育力の向上を図るため、石岡市子ども会育成連合会の各種事業を支援します。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	体験学習・交流活動等を定期的・継続的に提供することで、子どもたちの社会性・自主性・創造性を育みます。	生涯学習課
コミュニティ・スクールの設置検討	学校評議員制度に代わるコミュニティ・スクールの設置について検討を行い、学校を核とした地域の教育力向上を図ります。	生涯学習課 教育総務課



主要な取組における参考指標

青少年相談員街頭活動回数

青少年相談員及び特別青少年相談員の街頭活動回数（年間）

基準値（令和2年度）

68回

目標（令和9年度）

基準値より増

石岡Y・S・C（高校生会）活動回数

石岡Y・S・C（高校生会）がボランティア活動をした回数（年間）

基準値（令和元年度）

9回

目標（令和9年度）

基準値より増

放課後子ども教室参加者数

放課後子ども教室に参加する児童数（年間）

基準値（令和2年度）

2,440人

目標（令和9年度）

3,000人

コミュニティ・スクール設置学校数

市内の公立小中学校におけるコミュニティ・スクールの設置数（累計）

基準値（令和2年度）

0校

目標（令和9年度）

17校

学校運営の支援制度

「コミュニティ・スクール」とは

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校運営を支援する制度です。

地域とともに安心できる居場所と学習の機会の提供

「放課後子ども教室」とは

子どもたちを中心とした体験学習や教室を行い、子どもたちの社会性・自主性・創造性を育むとともに、親子の絆、親同士の交流、親子での地域間の交流などをおして、学習の機会を提供します。



市内高校生のボランティア活動

「石岡 Y・S・C（高校生会）」とは

石岡 Y・S・C（ヤング・ストロング・クラブ）は、ボランティア活動を行う高校生主体の団体で、石岡市勤労青少年ホームを拠点に活動しています。主な活動は、子ども会の補助指導者として各事業のお手伝いや、市内で開催されるイベント等のボランティア活動です。活動を通して、仲間づくりの重要性や自主的・自発的に行動することを学ぶことができ、自己の成長につなげることができます。

基本施策 7 学校教育環境の整備・充実



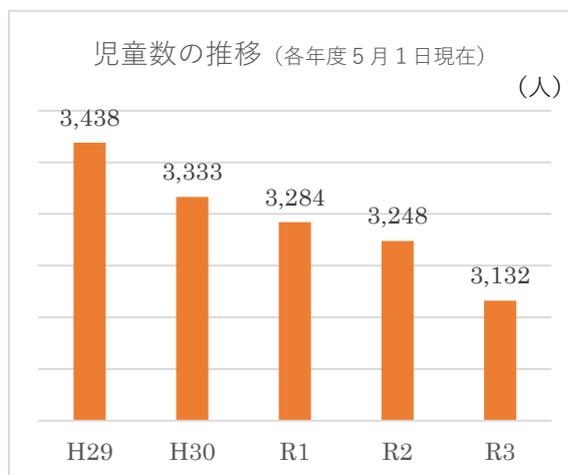
あるべき
将来の姿

少子化が進むなかでも、すべての児童生徒が、より良い教育環境や時代の変化に対応した魅力ある教育環境のなかで学ぶことができます。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和6年度)
小学校の複式学級	12 学級	0 学級

現状・これまでの取組

- 市内の小・中学校は、少子化等により児童生徒数が年々減少しており、小学校においては、複式学級が市内で7校（高浜小・三村小・関川小・北小・瓦会小・葦穂小・吉生小）となっています。現在、令和6年4月までに複式学級を解消すべく学校の統合再編を進めています。
- 令和元年度には、市内小中学校の統合再編に関するアンケート調査を行い、保護者の意向把握を実施しています。
- 国の21世紀にふさわしい学校教育の実現であるGIGAスクール構想を踏まえ、児童生徒1人1台のタブレット配備を行いました。



課題

- 児童生徒が安全安心に利用できる学校施設とするため、老朽化した施設の適切な整備が求められています。また、トイレの洋式化や小学校の特別教室への空調設備の設置が求められています。
- 複式学級については、メリット・デメリットともありますが、令和元年度に実施した市内小中学校の統合再編に関するアンケートでは、一定の集団規模を希望する保護者が多くっており、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校の統合再編を進めていく必要があります。
- 学校の統合再編を進める上で廃校となる学校の跡地利活用は、全庁的に取り組む必要があります。
- 良好な学習環境を維持するため、学校施設の改修、修繕を計画的に進めていく必要があります。また、時代の変化に伴い、小中一貫校についても検討を進めることが必要です。

関連計画

- ・石岡市教育大綱、石岡市教育推進計画（令和4年度～令和5年度）
- ・石岡市立小中学校統合再編計画（令和元年度～令和10年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
学校 ICT 活用の推進	確かな学力向上のため、ICT を効果的に活用した学習活動の充実を図ります。	教育総務課
教員の働き方改革	学校におけるコミュニケーションの円滑化や校務支援システム導入、部活動への教員の関わり方の検討を進めることで業務の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を創出します。	教育総務課
学校統合再編事業	児童生徒数の減少に伴い、小・中学校の適正規模・適正配置等を推進するため、学校の統合再編、改築・改修を行います。	教育総務課 (学校再編推進室)
小中一貫校の検討	市内の小中一貫校のあり方について、どのような形で実施していくのが適切か検討します。	教育総務課 (学校再編推進室)
学校の跡地利用	学校の統合再編によって生じた跡地については、全庁的な見地から有効活用の方策を検討します。	教育総務課 (学校再編推進室)



主要な取組における参考指標

教職員の時間外勤務

校務支援システム導入前と導入後の時間外勤務の比較（月間）

基準値（令和2年度）

45 時間

目標（令和9年度）

35 時間

適正規模の学校で学ぶ児童生徒の割合

市内の児童生徒数に対する適正規模の学校で学ぶ児童生徒数

基準値（令和2年度）

62.9%

目標（令和9年度）

74.2%

基本施策 8 生涯学習の推進



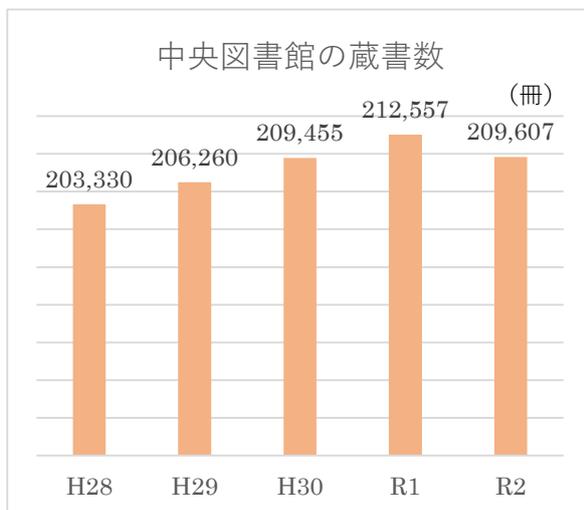
あるべき
将来の姿

市民が生涯を通じていきいきと生活していくために、常に新しい情報・知識を楽しく学び合うことができるようになることで、だれもが生きがいをもって生活しています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
趣味の教室や講座に参加するなど、自ら学びの場に参加している市民の割合	20.2%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 本市では、地域の人材を活用した生涯学習を展開しており、市民自身が講師になる「歴史の里いしおか市民講師」制度を設けています。
- 市民の学びを支援するため、「まちづくり出前講座」を実施し、職員が市の業務などの様々な内容についての講座を実施する取組を行っています。
- 中央図書館をはじめ、令和4年4月に開館する「郷の本棚 やさと図書館」や「こども図書館 本の森」など市内各所に本の貸し借りができる環境を整えています。
- 公民館において各種講座を実施しています。また各種団体への施設利用の支援等を実施しています。



R2：新型コロナウイルス感染症の影響により講座数減少

課題

- 公民館施設については、バリアフリー化を進めていますが、現時点ではバリアフリー化されていない公民館も多いため、高齢者や体の不自由な人にとって利用しにくい状況となっています。
- 新型コロナウイルス感染症により、各種講座が中止になるなどの影響が出ています。令和3年度時点では、講座開催にあたり参加者数の絞り込みや、室内の消毒等を徹底することで感染拡大防止に取り組んでいますが、今後の状況により講座の開催が困難になる事態が生じる可能性があります。

課題

- 図書館の利用者減少に歯止めを掛けるため、安全・安心な図書館運営による利用促進と、新たな利用者層の掘り起こしや、リピーターの拡大に向け、利用者に寄り添った新たな図書館サービス・図書館事業の検討が必要となっています。
- 複合文化施設の検討と中央図書館の現状を精査することで、「これからの図書館の在り方」を具現化することが求められています。

関連計画

・石岡市教育大綱、石岡市教育推進計画（令和4年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
市民講師登録制度（歴史の里いしおか市民講師）	「共に考え、共に学び、共に参加しあう」ことを目的として、各分野で活躍している市民を「歴史の里いしおか市民講師」として登録し、地域やサークル活動へ講師を派遣します。	生涯学習課
職員による出前講座	市職員が講師となり、市民の方の「知りたい」「学びたい」と思う行政に関する内容の講座をお届けすることで、市民と行政が一体となってまちづくりを進めるとともに、市民の生涯学習を支援します。	生涯学習課
公民館における講座等の開催、団体活動の支援	各種講座・学級等の開催による学習機会を提供するとともに、各種団体の公民館使用による活動の場の提供等について支援を行います。	中央公民館
中央図書館・こども図書館	新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、大人向けの講演会等のイベント開催や、こども図書館におけるおはなし会などのイベントを行うことで、家族で本に親しむ機会を創出するなどの、読書環境の整備を推進します。また、タブレットの貸出など、親子で調べ学習のできる環境の整備を推進します。複合文化施設の整備において、図書館の現状を踏まえながら、今後の図書館のあり方を検討していきます。	生涯学習課 (中央図書館) 駅周辺にぎわい創生課



主要な取組における参考指標

市民講師講座メニュー数

歴史の里いしおか市民講師による講座の種類

基準値（令和2年度）

64 講座

目標（令和9年度）

71 講座

出前講座メニュー数

市職員による出前講座のメニュー数

基準値（令和2年度）

59 講座

目標（令和9年度）

66 講座

公民館同好会の組織数

公民館同好会の組織数

基準値（令和2年度）

137 組織

目標（令和9年度）

145 組織

公民館講座における満足度

各種公民館講座における満足度の平均
（年間）

基準値（令和2年度）

79%

目標（令和9年度）

90%

図書資料蔵書数

一般書、児童書、雑誌及び視聴覚資料の総数
（年間）

基準値（令和2年度）

211,000 冊

目標（令和9年度）

250,000 冊

市民1人当たりの貸出図書冊数

市民1人当たりの貸出図書冊数（年間）

基準値（令和2年度）

2.9 冊

目標（令和9年度）

3.4 冊

多種多様なジャンルの市民講師

「歴史の里いしおか市民講師」について

各分野で活躍している市民の皆様から幅広くボランティア指導者を募り、「市民講師」として登録していただき、その情報を市民に公開することで、地域の人材を活用した生涯学習を推進するものです。

生涯をととして利用できる図書館

郷の本棚 やさと図書館

令和4年4月、八郷総合支所2階に、「郷の本棚 やさと図書館」がオープンします。

子どもから高齢者まで利用できる図書の選定を行い、市民が仕事、生活に関する情報収集の場となり、生涯学習の機会創出を目指します。また、地理的に広範囲な本市において、地域の市民にとって身近に利用できる地域コミュニティの拠点として、複合する諸機能と有機的なつながりを持ち、特に、農村資料室との連携を深めることによりすべての市民が生涯をととして利用できる図書館を目指します。



基本計画

6 子育て・教育・学び

基本施策8 生涯学習の推進

基本施策 9 スポーツの振興



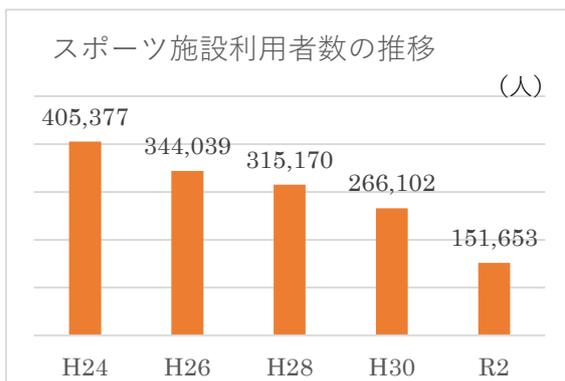
あるべき
将来の姿

すべての市民が自主的及び自律的なスポーツ活動を通して、心身ともに活力ある豊かな生活を営んでいます。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
日常生活において歩行または同等以上の身体活動を1日1時間以上実施している市民の割合	32.8%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 新型コロナウイルスの影響による自粛生活等で生活様式が一変したことにより、運動不足、ストレスや体調不良の訴えなどが多くなっています。
- 社会状況と同様に、スポーツ団体等においても若年層より中高年層の占める割合が増えてきていて、「スポーツ」というひとくくりのなかにおいても多種多様なニーズが求められるようになっています。
- 近年の健康志向の高まりやライフスタイルの変化により、ジョギング・ウォーキングや筋トレなど、気軽にできるスポーツを行う方が増加しています。
- 市内には運動公園が2箇所あり、さらに、サッカー場や野球場等各種スポーツ施設が充実しています。スポーツ施設予約システムにより利用者の利便性向上や施設の利用促進を図るほか、学校体育施設の地域への開放を積極的に進め、スポーツ活動の場の確保に努めています。
- 石岡運動公園陸上競技場は日本陸連第3種公認陸上競技場であるため、多くの公式大会が開催されています。



R2：新型コロナウイルス感染症の影響により利用者大幅減少



【石岡運動公園】

課題

- 多種多様な市民ニーズに対応するため、地域スポーツ環境の整備並びに指導者などの養成と資質の向上に努める必要や、また今後の施設運営及び事業のあり方を検討する必要があります。
- 市民の嗜好の変化やライフスタイルの多様化、高齢化の進展等に伴い、本格的な競技スポーツから健康づくりに至るまで、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める、親しみやすいスポーツ環境づくりが必要となっています。

関連計画

・石岡市スポーツ推進計画（平成30年度～令和7年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
スポーツ推進事業	スポーツの習慣化及び青少年健全育成を目的として、初心者向け、少年少女向けのスポーツ教室・ニュースポーツ大会等を開催し、スポーツ人口のすそ野拡大を図ります。	スポーツ振興課
スポーツイベント事業	高齢者をはじめ、誰もが楽しみながら体力づくりができる、参加しやすいスポーツイベントを開催することで、スポーツ機会の定着と健康増進を図ります。	スポーツ振興課



主要な取組における参考指標



